

犯罪被害者等支援ハンドブック (兵庫県域版)



令和6年度版

兵庫県県民生活部くらし安全課

◆ 目 次 ◆

☆ はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
☆ 犯罪被害者等支援とは・・・・・・・・・・・・	2~3
1 犯罪被害者等が置かれた状況	
2 支援の必要性	
☆ 犯罪被害者等の実態 ・・・・・・・・・・・・	4~5
1 犯罪被害者等の心の状態	
2 犯罪被害後の様々な反応	
3 犯罪被害者等への配慮	
☆ 犯罪被害者等相談対応時の配慮事項・・・・・・・・	6~7
1 相談者の意見を尊重する	
2 プライバシーに配慮する	
3 適切な支援を行う	
4 安全を確保する	
☆ 犯罪被害者等への対応は適切ですか?・・・・・・・・	8~9
1 不適切な言葉と犯罪被害者等の心理	
2 適切とされる言葉	
☆ 犯罪被害者等に対する支援チャート・・・・・・・・	10
☆ 犯罪被害者等の置かれている現状① ・・・・・・・・	11
☆ 関係機関・団体の連携・・・・・・・・・・・・	12~17
1 関係機関・団体の連携の必要性	
2 基本的な連携の流れ	
3 連携の際の留意点	

☆ 犯罪被害者等の置かれている現状② ······ 18~19

☆ 捜査・裁判の流れ ······ 20~23

- 1 一般的な刑事手続の流れ
- 2 捜査
- 3 起訴
- 4 裁判
- 5 刑事手続と民事手続

☆ 被害別の特徴と対応上の注意点 ······ 24~37

- 1 殺人等遺族への対応
- 2 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応
- 3 交通事故に遭った人への対応
- 4 性犯罪に遭った人への対応
- 5 配偶者からの暴力を受けた人への対応
- 6 ストーカー被害に遭った人への対応
- 7 虐待された子どもへの対応

☆ 各種相談窓口

- 総合的な対応 ······ 38
- 総合的な相談 ······ 38~41
- 個別相談
 - こころの相談 ······ 42~44
 - 女性・男女間暴力・性犯罪の相談 ······ 44~45
 - 男性の相談 ······ 45
 - 性的マイノリティに関する相談 ······ 46
 - 子どもの相談 ······ 46~48
 - 交通事故関係の相談 ······ 49~51
 - 仕事の相談 ······ 52
 - 消費生活相談 ······ 52~53

○ 経済的な支援	
生活・仕事の支援	54
学校の支援	55～56
警察での経済的支援	57～58
○ 居住の安定	
男女間暴力・犯罪被害者等の居所	59～60
○ 雇用の安定	
母子・父子家庭に対する雇用	60
仕事の安定	61
○ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	
こころのケア	62
子どものケア	63～64
高齢者のケア	65
○ 安全の確保	
子どもの安全を確保	66
男女間暴力の対応	67
障害者の安全を確保	67
○ 総合案内窓口等	68～69
☆ その他の取組	
○ 研修や団体支援など	71～72
☆ 市町犯罪被害者等支援担当課一覧	73～74
☆ 警察署一覧	75～77
☆ 被害者支援センター、ワンストップ支援センター一覧	78～86
☆ 用語等索引	87～90

はじめに

兵庫県では、平成18年4月に施行された「地域安全まちづくり条例」において、「国及び犯罪被害者等を支援する活動を行う機関又は団体と協働して、情報の提供、相談の実施その他の犯罪被害者等に対する支援に努める」とこととしており、県警の被害者支援室、民間支援団体である公益社団法人ひょうご被害者支援センターと連携しながら、犯罪被害者等支援に取り組んできました。

令和5年4月には、総合相談窓口の設置や、支援施策をまとめた計画策定を明記した「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」が施行され、令和6年3月には「兵庫県犯罪被害者等支援計画」を策定しました。

計画策定に伴う新たな施策として、殺人や傷害など故意の犯罪行為により被害に遭った者やその遺族に対し、被害者後に直面する経済的な負担を軽減することを目的とした県独自の見舞金制度の創設や、複数機関による支援が必要と考えられる事案が発生した場合、県が中心となって関係機関と支援内容を調整する「支援調整会議」を開催することとしています。

また国においても、給付制度の見直しや、地方における途切れないと支援提供体制の強化について議論されるなど、支援の動きが加速化しています。

しかしながら、犯罪被害者等は今もなお多くの問題を抱えており、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等の声なき声に耳を傾けなければなりません。

さらに、被害の形態、犯罪被害者が直面している状況等も多岐にわたるため犯罪被害者等の個々の事情に配慮した支援が必要です。

犯罪被害者等の支援は、直面しているその時々の困難を打開することだけに注目するのではなく、平穏な生活を破壊された犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行わなければならず、必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れのない支援への取組を実施しなければなりません。

この「犯罪被害者等支援ハンドブック」は、犯罪被害者等からの相談に応じる時や支援を行う場合に注意したい事柄と、兵庫県（県教委・県警を含む）や国の関係機関等の施策の中で、相談対応等に役立つと思われる取組や支援窓口などを掲載しています。

今後の犯罪被害者等支援の充実を図り、犯罪被害者等のニーズに沿った途切れのない支援を実現するためご活用ください。

犯罪被害者等支援とは・・・

1 犯罪被害者等が置かれた状況

犯罪被害者等※1は社会の例外的な存在であって、自分たちとは関係ないという誤った認識や、犯罪被害者等は、特別に公的に守られ、尊重され、加害者からの弁償に加えて十分な支援を受けられることで、容易に被害から回復できるといった誤解があります。こうした認識の誤りもあり、犯罪被害者等に対する支援についての社会の关心は高いとはいえません。

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、目に見える被害とそれに劣らぬ重大な精神的被害を負い、再被害の不安に怯えながらの生活を送っています。また、捜査・公判等の過程で、犯罪被害者等は負担を負い、時には配慮に欠けた対応による新たな精神的被害（二次被害）を受けることがあります。

このような様々な被害に遭うと同時に、本当に知りたい情報やかけがえのないものを奪った犯罪等※2の真実を必ずしも知ることができない場合もあります。望むような関与もできず、疎外感・無力感に苦しむことも少なくありません。また、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくなく、支援を行う各機関の担当者からさえ、心無い言動を受けることもあります。

このように、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらには、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかったのです（犯罪被害者等基本法前文）。

2 支援の必要性

こうした現状を開拓し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に制定され、犯罪被害者等に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

犯罪被害者等は、相談、医療、住宅、緊急の経済支援、就労などの多方面にわたって幅広い支援が必要となります。こうした多岐にわたる分野での支援を中長期にわたって実現するには、従来のような県警察を中心とした支援だけでは対応できず、行政としての対応が不可欠であり、県・市町は、これらのニーズに積極的に応えていくことが求められています。

今後、犯罪被害者等支援に当たっては、私たち一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれている現状を理解し、犯罪被害者等に関する問題を自分自身に関わる問題として考え、主体的に行動していくことが重要です。

用語の定義

※1 「犯罪被害者等」

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。（犯罪被害者等基本法第2条第2項）

- 害を被ることになった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所そのほかによる限定するものでない。

※2 「犯罪等」

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。（犯罪被害者等基本法第2条第1項）

- 「犯罪」とは、殺人、強盗、放火、強制性交、傷害等、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味する。
- 「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同等の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいう。

犯罪被害者等の実態

1 犯罪被害者等の心の状態

犯罪被害者等は、目に見える直接的被害だけでなく精神的被害にも遭っています。犯罪被害後の心理状況は、揺れ動いた状態にあり、変調をきたすことが多いのです。これは突然のショックにより起こるもので、異常なことではありません。

2 犯罪被害後の様々な反応

- ・ 心理的反応・・・恐怖感、不安感、孤独感、怒り 等
- ・ 身体的反応・・・緊張、吐き気、不眠、食欲不振 等
- ・ 感覚的反応・・・感情のマヒ、現実逃避、判断力の低下 等

3 犯罪被害者等への配慮

犯罪被害者等は、とても神経質になっており予想もしない言動や態度をとる場合があります。これは、本人の気持ちと周囲の人が感じることに差があるからです。

相談に応じたり、支援に携わる私達は、この温度差があることを理解して対応する必要があります。そうしなければ、犯罪被害者等を思って言ったはずの私達の言動は、犯罪被害者等を傷つけ、二次被害を与えることになります。

犯罪被害者等の心理状況を充分に把握し、責めたり、無理な励まし等を避け、温かい気持ちで接することが大切です。

一次被害とは・・・

犯罪被害者等は、

- 家族を失う、怪我をする、財産を奪われるなどの生命、身体、財産上の被害、
 - 事件に遭ったことによる精神的なショックや身体の不調等に苦しめられます。
- これら、犯罪により直接受ける被害を「一次被害」といいます。

二次被害とは・・・

犯罪被害者等は、一次被害だけではなく

- 捜査や裁判による精神的負担
- 周囲の人のうわさ話や報道機関からの不利益な取扱いによるストレス

等、被害後にも様々な問題に直面します。

一次被害の後に受けるこれらの被害を「二次被害」といいます。



犯罪被害者等相談対応時の配慮事項

～二次被害を防止しよう～

1 相談者の意見を尊重する

- 対応者は、相談者の意見等を尊重し、よい「聞き手」になりましょう。相談者が、勇気を振り絞って相談・電話をしていることを念頭において対応してください。
- 犯罪被害後は、様々な心身の問題、例えば、恐怖感・孤独感・怒り・イライラ等の状態が見られます。この状態は、犯罪被害によりショックを受けたことによるものです。責めたり、無理に励ましたりすることなく、温かく対応してください。
- 相談者はとても不安定な状態にあることがあります。
過度な押し付けやアドバイスをせず、相談者のペースを尊重して、じっくり話をしましょう。

2 プライバシーに配慮する

- 相談者の住所、氏名、被害の状況、支援の内容などは個人情報です。絶対に漏洩することのないよう充分に配慮してください。
- 話の内容が漏れないような工夫や場所等に配慮し、プライバシーが保てる状況下で対応してください。
- 相談室が設けられない場合は、周囲を衝立などで遮へいし、相談者が衆目にさらされないよう工夫するなど、相談しやすい環境づくりに努めてください。
- 相談者の情報を共有することは大切ですが、支援の必要性から支援する側が情報を共有する場合は、相談者の了承を得て、充分注意して行ってください。



3 適切な支援を行う

- 支援活動等は、責任を持って行い、有益な情報を確実に相談者に提供してください。
- 情報の提供は一つではなく、できる限り複数用意し、相談者が選択できるようにしてください。
- 他機関を紹介する場合は、単に紹介して終わるのではなく、相談者の了解を得て、先方とスムーズな話が始められるように配慮する必要があります。
(参照P12～P17)
- 相談内容への対応に加えて、支援活動を行っている民間の支援団体等を紹介することが有効な場合もあります。

4 安全を確保する

- 相談内容によっては、早急に対応しなければならない場合があります。まず相談者が安全かどうか確認し、しかるべき機関(警察・兵庫県女性家庭センター等)に連絡することが大切です。



犯罪被害者等への対応は適切ですか？

1 不適切な言葉と犯罪被害者等の心理

人それぞれ、被害の状況は異なります。回復を求める言葉や努力を促す言葉は、被害者に負担をかけることが多いので、注意が必要です。

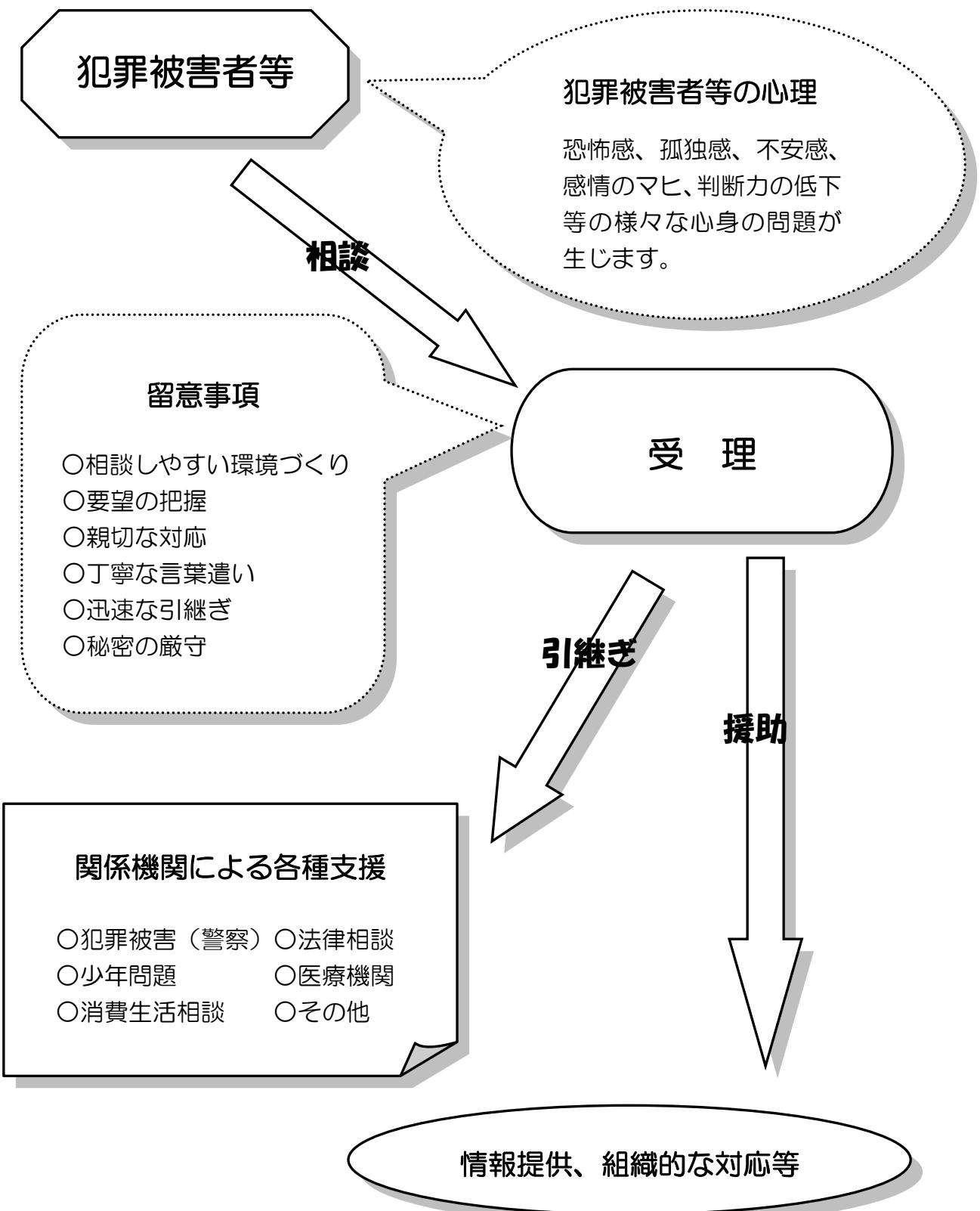
不適切な言葉	犯罪被害者等の心理
お気持ちよく分かります	この気持ちが分かるか
大丈夫、すぐに良くなります	単なる気休めを言うな
早く忘れて、先のことを 考えた方がいいですよ	忘れることなんかできるか
大丈夫、絶対治るからもっと頑張って	これ以上何を頑張りというのか
辛いのはあなただけではない	同じような人がいたらどうだというのか
もう少し注意していればよかったのに	私が悪かったというのか
他にも子供さんがいるでしょう	亡くなった子供は帰ってこない
よく頑張っているね 私だったら生きていけない	私に死ねと言うのか
いつまで考へても同じだ いつまでも泣いていたらダメだ	だからどうだっていうのか
元気そうだね	精一杯頑張っているのに 人の気持ちも知らないで
これから良いことがあるよ	今はそんな先のことは考えられない

2 適切とされる言葉

誰にでも当てはまる適切な言葉はありません。
「伝える」よりも「聞く」ことが大切です。
相手のペースで対話をするようこころがけましょう。

犯罪被害者等の心理状態	適切とされる言葉
事件のことを無理に忘れようとしているとき	辛いことは、忘れなくともいいんですよ
自分自身を責めているとき	あなたが悪いわけではありません 自分を責めないでください
今まで話せず苦しんできたと訴えているとき	今までどおりできなくともいいんですよ 被害に遭った時は一次的によくあることです
ショックから立ち直ろうとしているとき	ここでは、プライバシーが守られていますので、何でも話してください 怒ったり悲しんだりしてもいいんですよ
話をしなくなったとき	どんな気持ちでいるか話してください 立ち直るのに時間がかかるのは当然です 無理に話さなくともいいんですよ

犯罪被害者等に対する支援チャート



犯罪被害者等の置かれている現状① ～被害者遺族の声～

公益社団法人ひょうご被害者支援センター監事 高松由美子

1997年8月、高校1年の長男（当時15歳）を同級生10人による集団暴行で亡くす。「ひょうご被害者支援センター」の監事として被害者支援の必要性を訴えるとともに、犯罪被害者自助グループ「六甲友の会」の世話人も務めている。

10年前は犯罪被害者等支援の取組は何もなかったので、被害を受けた上に社会から疎外されていると感じた。どうすればいいのか、何をしていいのか、誰に相談していいのかが、全く分からなかった。今は、犯罪被害者等基本法や被害者参加制度等の法律が整備され、少しずつ充実したものになってきている。

息子を亡くした悲しみや憎しみは薄れつつあるが、全く消えることはない。息子が亡くなり、生活は一変した。家庭不和、精神的な苦痛等、様々なことがあった。また、警察や教育関係、保護司等に相談をしても、「管轄が違うから」と話を聞いてもらえず、まるでモノのように扱われたこともあった。「なぜ、連携してくれないので」「なぜ、窓口を一つにしてくれないので」と思い、傷ついた。

息子を亡くす前までは、加害者を持つ家族は大変であると思っていたが、本当は被害者の家族のほうが大変であることが分かった。社会の目や周囲の人の好奇の目にさらされ、周りの人を信用できなくなり、孤立感と絶望感で一杯だった。被害者になって初めて分かった。

それでも、たくさんの人出会い、たくさんの助けをもらった。とりわけ、犯罪被害者遺族との出会いは、私にとって一番の心の支えになった。同じ経験を持った人と話をし、苦しみを抱える人が自分一人ではないことを教えられた。

兵庫県といえば「震災」で、災害への取組はいろいろあるが、これまで「犯罪被害者等」への支援は取り上げられることもなかった。今は、ひょうご被害者支援センターができ、充実したものになりつつある。これからも兵庫県内の取組が進むことを期待している。

市町や行政窓口担当の皆さんには、犯罪被害者等の気持ちを理解していただき、ひょうご被害者支援センターと連携して、地域での犯罪被害者等に対して、途切れのない支援をしていただくことを強く願いたい。

（H20.9.11 市町犯罪被害者等支援担当課長会議から）

関係機関・団体の連携

1 関係機関・団体の連携の必要性

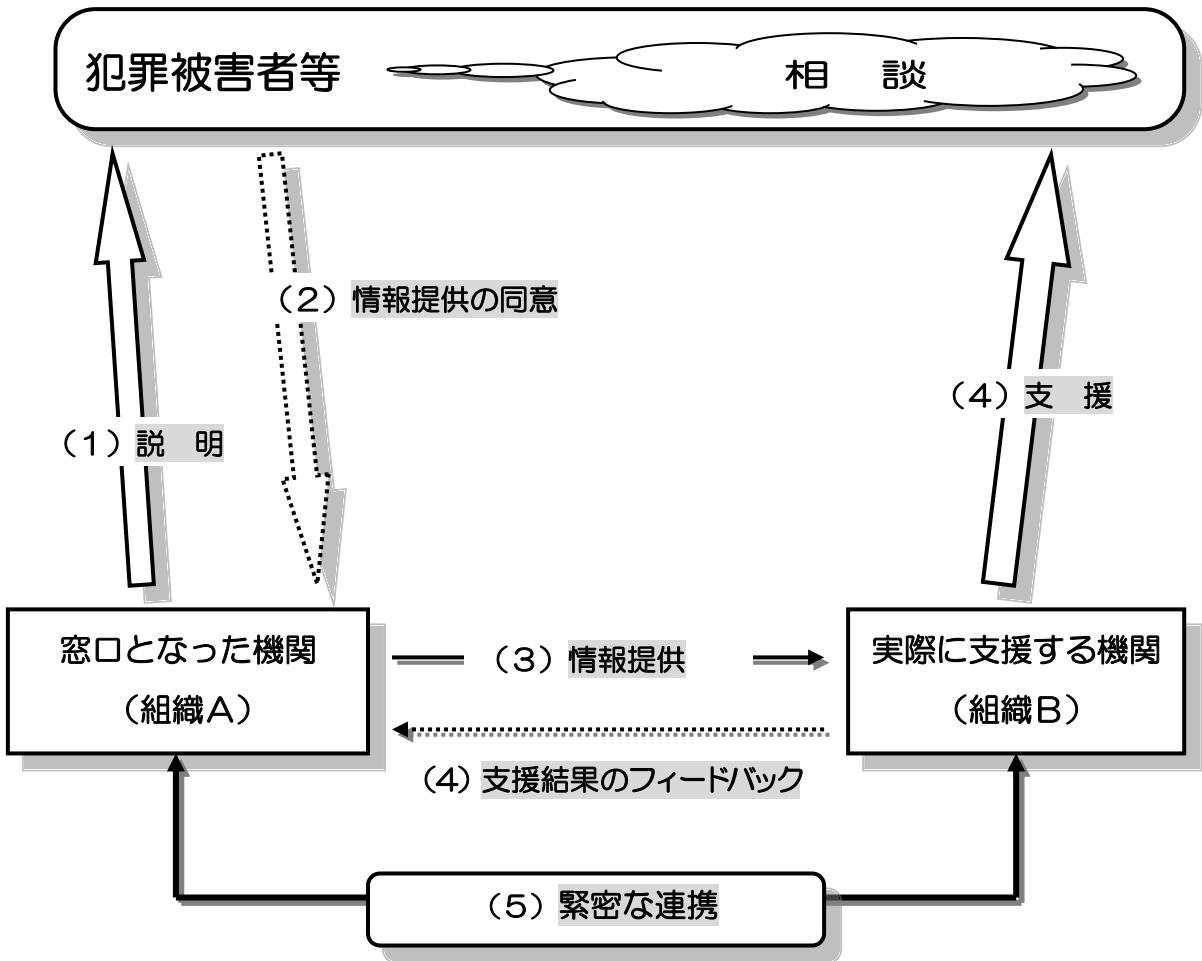
犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、様々な問題を抱えてしまいます。そして、深刻な被害を受けると、それまでの平穏な生活が失われ、本来持っていた能力を阻害され、自らの力だけでは回復困難な状況に陥ってしまうのです。

犯罪そのものが様々であり、犯罪被害者等を取り巻く状況も異なることに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すまでには長い期間を要し、時間の経過とともに直面する問題が変化します。このため、犯罪被害者等が必要とする支援は医療や住宅、雇用など、様々な分野にわたり、その内容もより専門的なものになります。

このことに適切に対応するには、異なる機関・団体がそれぞれの役割を確実に果たすことはもちろんですが、機関・団体が互いに連携・協働して支援に取り組むしかありません。犯罪被害者等が平穏な生活に戻ることが出来るまで、必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、努めなければなりません。そのためには、異なる機関・団体の間で適切な「橋渡し」を行うことが重要です。

どの機関が相談を受けても一定の支援が途切れることなく提供され、自機関・団体で対応しきれない相談にも、より適切な他機関・団体との連携を図ることで支援につなげていく、そして、各機関・団体の関わりが今までの支援経過の延長線上で続していくといった、スムーズで“途切れない支援”が求められます。

2 基本的な連携の流れ



(1) 関係機関・団体に関する説明

相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明します。

【犯罪被害者等に対して伝えるべき情報】

- 組織の概要（組織形態・業務内容）
- 支援の概要（犯罪被害者等支援に特化した支援か否かを含む）
- 連絡先（名称・住所・電話番号）
- 受付時間

(2) 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が他の機関・団体（組織B）を利用する決断を下す際には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際、事前に連絡をしておけば、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談を行った際にスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できる等の利点を説明します。

また、犯罪被害者等から入手した情報を組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明し、犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、組織Bに伝達してよい情報を確認し、伝達について同意を得ます。

また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（可能な場合は担当者名も）に電話をする）を確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

次の項目は、連携に必要と思われる情報を列挙したのですが、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重して下さい。

【最低限伝えるべき情報】

- 氏名・性別・被害当事者との関係
- 電話番号
- 犯罪等被害の概要
- 希望する支援の内容

【状況に応じて伝えるべき情報】

- 住所
- 生年月日
- 犯罪被害発生日
- 被害の程度・障害の有無
- 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- これまで相談を行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

(3) 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡し、犯罪被害者等への支援を行うために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。

その際、組織Bとして事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bでは、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。

さらに、組織Bにおいて望む支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援を確約するような説明は避けてください。

加えて、組織Bで提供される支援が、犯罪被害者等が望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

(4) 支援結果のフィードバック

組織Bでは、組織Aからの情報を参考に、犯罪被害者等に対応し、結果を組織Aにフィードバックします。

(5) より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。

例えば、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。定期的に関係機関が会議を開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。

関係機関・団体においては、支援者が一方的に支援を進めるのではなく、あくまでも犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。

3 連携の際の留意点

(1) 相互理解・信頼関係構築の必要性

機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。

相談の内容に応じた適切な機関や団体を選択し、連携の目的について共通理解を得て、連携を進めることができるように、日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。



(2) 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じることがないように努めてください。

「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることにつながります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

(3) 正確な情報提供

他機関・団体の情報を提供する場合には、正確な情報を伝え、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。

あいまいな情報は、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。

当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

(4) 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、

- 必ず犯罪被害者等の同意を得る
 - 口頭の場合には、周囲に聞こえないようにする
 - FAXの場合には、誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する
 - Eメールの場合には、
 パスワードを付す、被害者等の実名の記載は
 避けて、アルファベットのイニシャルのみにする
- 等の工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。



不安の強い犯罪被害者等の場合は、本人の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

犯罪被害者等の置かれている現状②

～被害者遺族の声～

神戸市傷害致死事件被害者遺族 釜谷健二朗

平成 22 年 10 月、当時 19 歳の兄を集団暴行で亡くす。

両親は裁判に参加、弟として兄を亡くした心情を述べた意見陳述書を裁判に提出した。

10月29日、いつものように1日が始まるはずだった。

兄ちゃんが意識不明で病院に運ばれたと聞いて、最初は意味が分からなかつた。とりあえず学校に行ったけど、すぐにおじいちゃんが迎えに来て、そのまま病院に飛んで行った。病院に着いて、傷だらけで、別人のような顔の兄ちゃんを見て、「何でここまでするのか? やりすぎや」と思った。

絶対に助かると信じていたけど、心のどこかでは兄ちゃんの死を覚悟していた。怖くて、辛くて、顔もみられないし、近づくことすらできなかった。時々血を吐いたり、苦しそうにしている姿に、早く楽にしてやりたいと思うこともあつた。

被告は未成年だからと言って、守ろうとしているけど、あれだけ集中的に頭部を暴行したら死んでしまうことくらい、僕でも分かります。被告は手紙の中で、反省していると書いているけど、本当に反省しているなら、何ですぐに出頭しなかったのか? 何で仲間に口裏合わせをして、逃げようとしたのか? 手紙に書いてあることは全部ウソにしか思えません。

兄ちゃんの未来を奪っておきながら、自分は将来更正するとか、腹が立ちます。何度も手紙を破りそうになりました。

脳死状態になるまで暴行しておきながら、殺意がなかったと言われるのは、僕には納得ができません。長時間暴行して、兄ちゃんの命を奪った被告は、罪名こそ傷害致死という罪ですが、単なる殺人よりも、もっと重い罪を犯していると思います。

あの日から僕らの生活はメチャクチャになりました。

僕は学校に全然行けなくなりました。食欲もなくなったし、眠れない日が続きました。今でも夜中に兄ちゃんの傷だらけの顔を思い出し、眠れなくなる時があります。

＜続く・・・＞

友達は、僕にすごく気を遣ってくれるし、僕もあまり表情に出さないようにとか考えながら接するのが、とても辛く思う時もあります。でもそんな気持ちに負けないように、これから先、兄ちゃんに守っていてほしいので、兄ちゃんの服とか着ようと思います。

事件当時身につけていたブレスレットには血が付いていて、どれほど苦しい思いをさせられたのか、痛いくらいに伝わってきました。僕はこのブレスレットを兄ちゃんの形見として、一生大切にていきます。兄ちゃんはずっと楽しみにしていた成人式に行くことはできません。でも成人式に着ていくはずだったスーツを僕が代わりに着て、兄ちゃんと一緒に成人式に行こうと思います。

兄ちゃんは僕とは違い、いろんな夢を持ち、いろんなことに挑戦していました。そんな兄ちゃんがとてもうらやましかったです。これからは、兄ちゃんが生きたかった将来を兄ちゃんの分まで生きて、兄ちゃんが果たせなかつたたくさんの事を僕が果たすことで、兄ちゃんを幸せにしてやります。

最後に一つ。

今回の事件で、兄ちゃんの名前と写真を勝手に出されたことや、傷害致死になったこと、現場にいた人達全員が捕まらなかったこと等、僕らには何一つ納得いくようなことがありません。せめてこの裁判では、納得のいく判決をしてください。

(H25.11 ひょうご被害者支援センター手記集から)

捜査・裁判の流れ

1 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手續のことを言い、「捜査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手續などに違いがあります。（参照P23）

2 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。

一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

※ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合があります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

3 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います。

※ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

4 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」といいます。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。

刑事案件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。

検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。



※ 一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。

<一定の犯罪とは…>

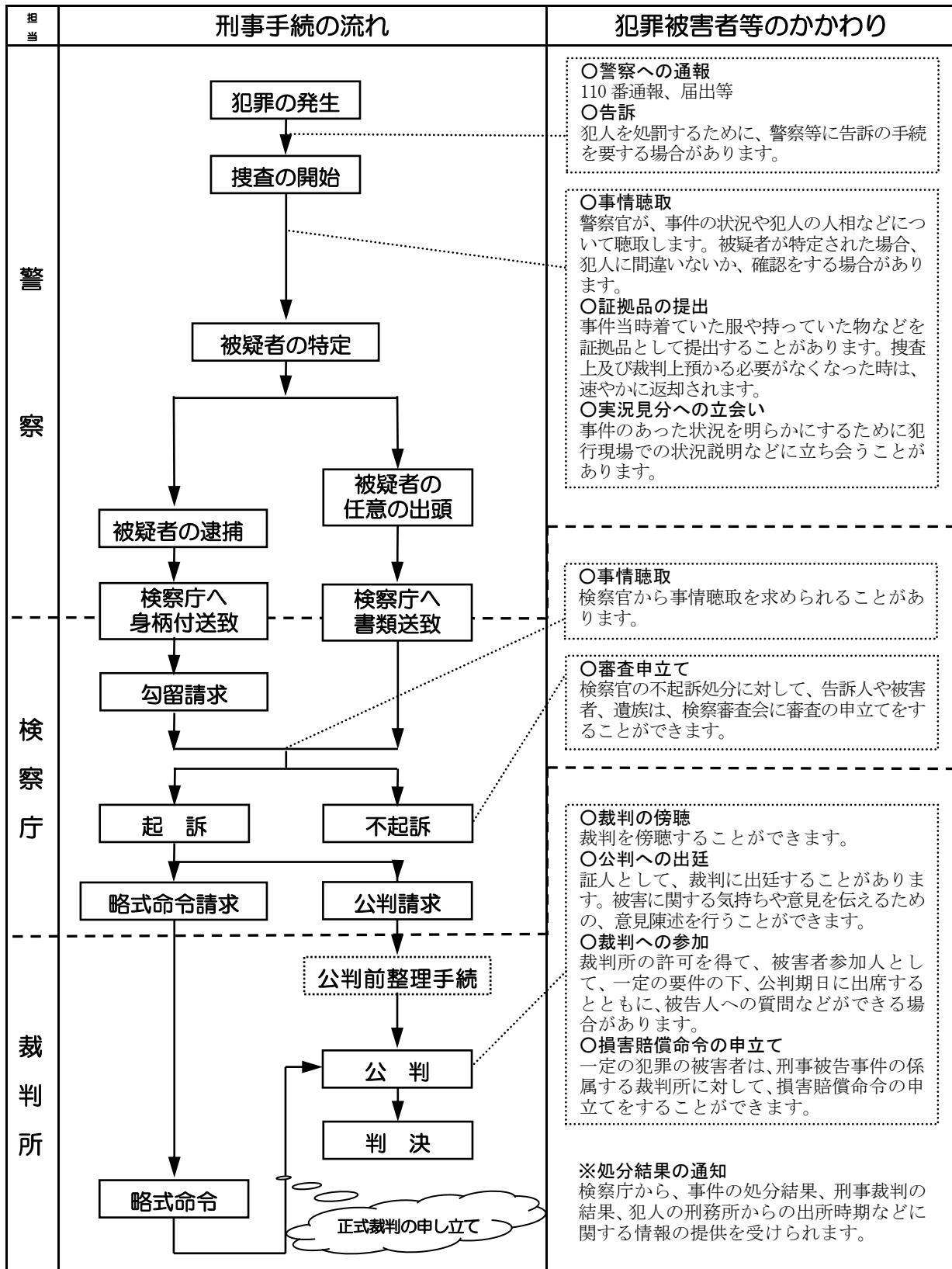
殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり、傷つけた事件や、強制性交・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷など。

5 刑事手続と民事手続

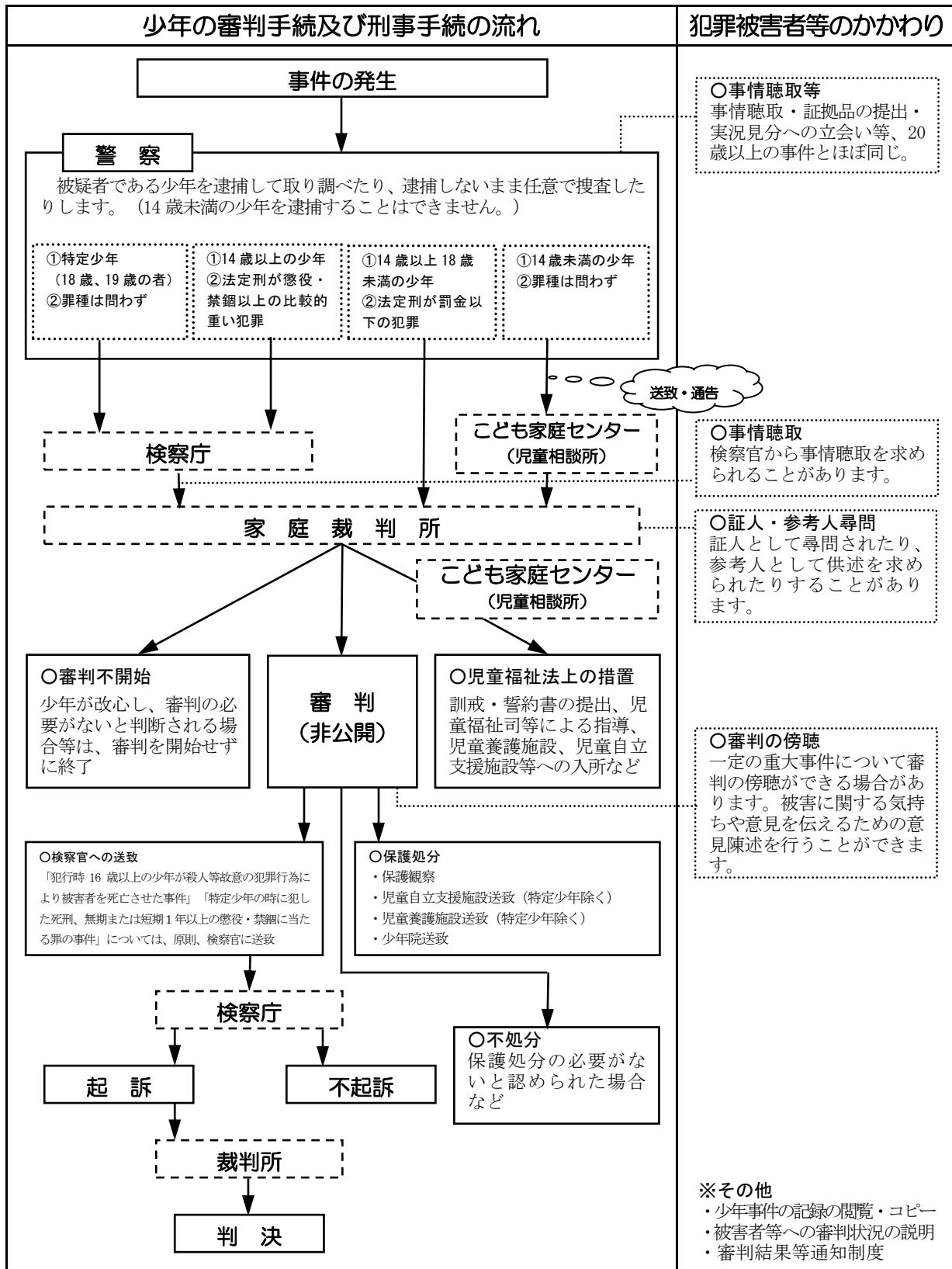
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、犯罪被害者等の申立てにより、刑事裁判所が刑事案件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度）。

＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



被害別の特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々です。ここでは、被害別の特徴と特に注意すべき事項や被害別の支援・制度について記載します。

(●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等)

1 殺人等遺族への対応

(特徴)

遺族は被害者が味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことで、長く苦します。また、経済的にも遺族は大きな打撃を受けます。特に、被害者が家族の経済的な柱であった場合は、被害は大変大きくなります。社会的な側面では、マスコミの取材による被害が大きい場合や、加害者が特定できないことで社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

○対応上の注意点

きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまつても、かつて経験したことのないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が必要です。

死亡に伴い、様々な手続が必要です。適切な情報提供が重要です。

●死亡の届出

犯罪等によって亡くなった場合は、検視や解剖が行われます。

検視等終了～医者による「死亡診断書（死体検案書）」（有料）の発行～死亡の届出（死亡の日から7日以内に「死亡診断書（死体検案書）」を市町に提出）～埋葬許可証の発行～火葬・埋葬

（連絡先） 警察署、市町

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖の切開痕等を目立たなくする遺体修復経費や自宅等への遺体搬送経費を公費で負担します。

(連絡先) 警察署、第五管区海上保安本部



●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険や年金を受給していた場合は、担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 市町、社会保険事務所、勤務先庶務担当

●遺産相続等

亡くなつてから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(連絡先) 税務署、弁護士会、税理士

経済的支援として、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

被害者遺族に、一時金が支給されます。

(連絡先) 県警察本部（サポートセンター）

★兵庫県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）

被害者遺族に、見舞金が支給されます。

(連絡先) 県くらし安全課

★遺族基礎年金

老齢基礎年金の受給資格者等が死亡したとき、子のある妻等に支給されます。

(連絡先) 市町

★遺族厚生年金等

厚生年金に加入中の人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 社会保険事務所、共済組合、勤務先庶務担当

★授業料の援助等

授業料の免除等に関する相談ができます。

(連絡先) 学校等

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

●取材への対応

マスコミからの取材について弁護士等から申入れができます。

(連絡先) 弁護士会、法テラス

2 暴力犯罪等により傷害(障害)を負った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合が多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害者が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされる等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

○対応上の注意点

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等の公費負担

身体犯の事件捜査又は立証に必要な診断書料や病院で診察を受けた初診料等を公費で負担します。 (連絡先) 警察署

障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。
(連絡先) 県警察本部（サポートセンター）

★兵庫県犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）

重傷病を負った被害者に、見舞金が支給されます。

(連絡先) 県くらし安全課

★特別障害者手当

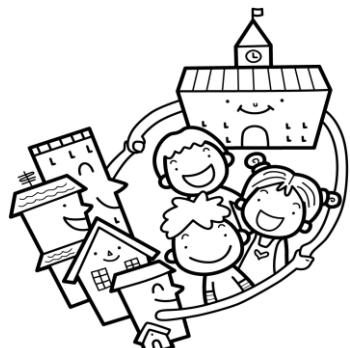
20 歳以上で常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

(連絡先) 市町

★身体障害者手帳の交付

申請に基づき手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町



★障害者控除

本人又は扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(連絡先) 税務署

★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中の病気やけが等がもとで一定以上の障害の状態となつたときに支給されます。精神的な障害でも受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町

★障害厚生年金等

厚生年金の加入中のけが等がもとで一定以上の障害の状態となつたときに支給されます。

(連絡先) 社会保険事務所、勤務先庶務担当

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 市町、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者に支給されます。

(連絡先) 市町

★障害児福祉手当

日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 市町

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 県警察本部（暴力110番ヤクザゼロ）、警察署、暴力団追放兵庫県民センター

3 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、「自動車運転死傷処罰法」が施行され厳罰化が図られたものの、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比べ、加害者が軽い刑罰しか与えられない感じ、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対して怒りを抱えている遺族も見受けられます。

○対応上の注意点

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

直ちに警察へ連絡をして事故の届出をすることが重要です。連絡が遅れると事故の認定や事故原因の究明が困難になり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があり、診断書を提出しないと「人身事故」として取り扱われません。事故後にけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出する場合は、事故現場を受け持つ警察署に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間で解決できない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、言葉で事故状況を説明することは大変困難です。事故状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意し、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくと、相談がスムーズに進みます。

(連絡先) 兵庫県交通事故相談所、(公財)交通事故紛争処理センター、(公財)日弁連交通事故相談センター、(一社)日本損害保険協会、(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険未加入車両による事故で、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★奨学金の貸与

交通事故で亡くなった人の子等を対象に、奨学金を無利子で貸与します。

(連絡先) (公財)交通遺児育英会

★交通遺児等育成基金制度

満16歳未満の交通遺児が、交通遺児育成基金に拠出金を払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて、満19歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (公財)交通遺児等育成基金

★介護料支給、各種貸付等

自動車事故が原因で、日常生活動作について常時の介護が必要な状態の方等に介護料が支給されます。交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(連絡先) (独)自動車事故対策機構 (NASVA)

★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付

越年資金、入学支度金などの生活資金や緊急時見舞金の支給のほか、緊急一時貸付を行います。

(連絡先) (公財)交通遺児等育成基金



4 性犯罪に遭った人への対応

(特徴)

性犯罪は「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けており、PTSD やうつ病、パニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むと、事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。なお、男性への恐怖心がある場合には、女性支援者による対応が必要です。

○対応上の注意点

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いので、警察でどのような対応がされるかを説明する、支援者が警察まで付き添うなど、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明しても、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるよりも、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、希望する性別の警察官が対応します。

（連絡先） 県警察本部（性犯罪被害 110 番）、警察署

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。警察では「制服警察官が家に来たら困る」「女性捜査員に話をしたい」等の希望に応じ、証拠採取や被害状況の再現をする際にも配慮しています。

（連絡先） 警察署

すぐに警察に届け出ることに消極的でも、緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。本人に受診の必要性をよく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内なら、服用により妊娠を回避できます。服用開始が遅くなれば回避の成功率が下がるので、被害後すぐに受診することが重要です。

また、警察署に届け出れば、診断書料、診察料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します。

(連絡先) 産婦人科

(日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>)



●犯人の体液等証拠採取

婦人科等で犯人の体液等を採取しておけば、後に証拠となります。入浴等をしてしまうと採取できない場合があり、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 産婦人科等(対応できない病院もあり、警察署を通す方がよい)
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、支援者が診療に付き添います。

(連絡先) (公社) ひょうご被害者支援センター
ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

裁判では、被害者の精神的負担軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、加害者と顔を合わさないようにするために、裁判所でのビデオリンク方式等による尋問や、公開の法廷では氏名を明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先) 検察庁、裁判所、(公社) ひょうご被害者支援センター

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体の相談を勧めることも重要です。

5 配偶者からの暴力を受けた人への対応

（特徴）

配偶者や同棲相手からの暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけではありません。人格を否定するような暴言や無視、交友関係の監視といった精神的暴力、性的行為の強要や、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないなどの性的暴力が含まれます。

目に見える傷だけでなく、心に傷を負い、一見、暴力と無関係に見える身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ、自信をなくし、「私が悪い」「私がいたらないから」となどと自分を責めています。

加害者への経済的な依存や加害者からの報復への恐怖、周囲の無理解などにより、暴力から脱け出すことが難しくなります。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

※ 生活の本拠を共にする交際関係にある者（いわゆる同棲関係）も保護命令や警察本部長等の援助の対象となります。

○対応上の注意点

評価するのではなく、相談者の困難を受け止め、受容する姿勢が必要です。

暴力の中で長い間、暮らしてきた苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問い合わせは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認し、直ちに通報。

加害者が追跡してくる可能性があるか、けがを負っていないか、子どもの状況はどうかなどを確認し、必要に応じて早急に警察や医療機関などにつなぎます。被害直後であれば、傷などの写真を撮り、受診の際に診断書を書いてもらえば、保護命令申立ての証拠となる場合があります。

配偶者や同棲相手からの身体的暴力を受けている人を発見した人は、兵庫県女性家庭センター又は警察官に通報するよう努めなければなりません。被害者の意思を尊重して通報することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っている場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報することが

必要です。

子どもの目の前での配偶者や同棲相手等に対する暴力は、子どもに著しい心理的外傷を与える児童虐待（心理的虐待）にあたります（児童虐待の防止等に関する法律第2条）。

（連絡先） 県警察本部（ストーカー・DV相談）、警察署、兵庫県女性家庭センター、女性の人権ホットライン

緊急時には安全確保及び一時保護について検討します。

「家を出たい」「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、安全確保やあを検討します。まず、実家や知人宅など一次的に避難する場所があるか

どうかを確認し、所持金があれば、宿泊施設の利用も考えます。

加害者が実家や知人宅を知っていて、避難してもすぐに連れ戻される危険性があり、一時保護等が必要な場合は、兵庫県女性家庭センターなどにつなぎます。

（連絡先） 市町、県健康福祉事務所、
兵庫県女性家庭センター、
女性の人権ホットライン

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が接近禁止命令・電話等禁止命令などの保護命令を発します。

（連絡先） 地方裁判所、県警察本部（ストーカー・DV相談）、警察署、
兵庫県女性家庭センター

★住民票の写しの交付等の制限

新しい居住地に住民票を異動させる場合、被害者は、住民票などの書類を加害者が請求しても交付しないように、市町長に申し出ることができます。

（連絡先） 市町

就労支援などにより、経済的自立を図ることも有効です。

公共職業訓練や母子家庭等就業自立支援事業などがあります。訓練手当の支給や講座受講料の補助などがあります。

（連絡先） ハローワーク、市町

6 ストーカー被害に遭った人への対応

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、「つきまとい等」と「位置情報無承諾取得等」、「ストーカー行為」が規制されています。

「つきまとい等」、「位置情報無承諾取得等」：特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかつたことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその人と密接な関係がある人に、

- ①つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ・うろつき
- ②監視していると告げる行為
- ③面会・交際等の要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話、連続した電話・連続した文書の送付・連続したファクシミリ・電子メールの送信
- ⑥汚物などの送付
- ⑦名誉を傷つける行為
- ⑧性的しゅう恥心の侵害
- ⑨GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等

を行うことをいいます。



「ストーカー行為」は、「つきまとい等」や「位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことをいいます。

被害が長期間にわたるケースもあるため、再犯の防止が重要となります。

○対応上の注意点

被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が必要です。このような相談を認知した場合には、警察に通報するとともに、住所地を管轄する警察署への相談を勧めて下さい。また、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応が有用であることを説明し、措置を促して下さい。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

(連絡先) 県警察本部(ストーカー・DV相談)、警察署

被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★ストーカー規制法に基づく措置

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づき、加害者に対し書面による「警告」や「禁止命令」を行うことができます。

また、ストーカー行為に対して、処罰を求めるることもできます。

他にも、被害者自身が被害を防止するために、防犯機器の教示や加害者と交渉する際の警察施設利用などの援助を受けることができます。

(連絡先) 県警察本部(ストーカー・DV相談)、警察署

★住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票などの書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように、申し出ることができます。

(連絡先) 市町

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT等の電話会社



7 虐待された子どもへの対応

(特徴)

保護者による身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待などの子ども虐待は、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れる、対人関係がうまくとれなくなる、P T S Dが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなったり、落ち着きがなくなったり、非行につながる場合などがあります。被害を受けた子どもが親となった時に自分の子どもを虐待してしまうこともあります。子どもの命と安全を守るために、あらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

○対応上の注意点

子どもの虐待を発見したり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町、福祉事務所、こども家庭センターに通告しなければなりません。

子どもや親が通告を拒む場合でも通告が必要です。虐待を知った人が速やかにこども家庭センター等に通告し、どのように関われば良いかを相談することが大切です。なお、通告した者及び通告内容の秘密は守られます。

※子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童がくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きく、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要なので、通告に必要な最低限度の情報を確認し、こども家庭センター等に通告し対応を協議してください。

※虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを客観的に判断し、速やかに、こども家庭センター等に通告してください。

（連絡先） 市町、こども家庭センター

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察署、消防署



通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

1 調査

通告があれば、速やかに子どもや家族についての調査が行われます。必要であれば、こども家庭センターが一時保護を行い、子どもへの通信・面会が制限されます。

2 在宅支援の場合

通所面接、家庭訪問、保健師や児童委員などによる支援等が行われます。

これらの取組は、市町が運営する要保護児童対策地域協議会等を通じた緊密な連携に基づき、関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

3 親子分離が必要な場合

児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

地域で子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

【参考】

児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（要保護児童等）に関する情報その他要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされています。

☆各種相談窓口

総合的な対応

＜兵庫県の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜総合的な対応窓口＞ 犯罪被害者等支援施策の企画調整や犯罪被害者等への見舞金の支給を行う。	県民生活部くらし安全課 078-362-3173	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30	県民生活部 くらし安全課 地域安全対策班 内線 2811
＜総合的な対応窓口＞ 犯罪被害者等からの相談全般に対応し、適切な支援につなげる。	兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口 078-360-0783	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	県民生活部 くらし安全課 地域安全対策班 内線 2811

総合的な相談

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜犯罪被害に関する相談窓口＞ 犯罪被害給付制度の問合せ、犯罪被害による精神的な悩みのカウンセリングに対応する。	県警察本部被害者支援室 (通称:サポートセンター) 0120-338-274 (通話無料)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	兵庫県警察 警務課

＜各総合相談窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p>＜総合的な相談窓口＞ 犯罪被害者等の悩み・各種支援・精神的被害の相談に対応する。(警察・裁判所等への付添い等)</p>	<p>公益社団法人 ひょうご被害者支援センター 078-367-7833</p>	<p>・電話相談 月 火 木 金 (祝日・8/12～8/16、 12/28～1/4 を除く) 10:00～16:00 ・弁護士による法律相談(予約制) 相談の上、日を決める ・臨床心理士による心理相談(予約制) 相談の上、日を決める</p>	<p>公益社団法人 ひょうご被害者支援センター</p>
<p>＜刑事手続に関する相談窓口＞ 被害者の方々が気軽に被害相談や事件に関する問い合わせができるように、専用電話「被害者ホットライン」を設置しており、夜間や休日の場合でも、留守番電話やファックスでのご利用が可能となっている。</p>	<p>被害者支援員室 (被害者ホットライン) 078-367-6135</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>神戸地方検察庁</p>
<p>＜法律等に関する専門窓口＞ 弁護士や専門窓口の紹介・各種情報の提供を行う。</p>	<p>日本司法支援センター (法テラス) コールセンター 0570-079714 PHS・IP 電話からは 03-6745-5601 (犯罪被害者支援ダイヤル)</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～21:00 土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>日本司法支援センター</p>
<p>＜法律等に関する専門窓口＞ 弁護士による犯罪被害者のための法律相談や弁護士紹介を行う。</p>	<p>犯罪被害者支援センター 078-341-8227 (予約方法のご案内)</p>	<p>木曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:00～16:00 無料法律相談 (予約制)</p>	<p>兵庫県弁護士会</p>
<p>＜更生保護に関する相談＞ 被害者等のための制度や手続等に関する相談を行う。</p>	<p>近畿地方更生保護委員会 06-6949-6260 神戸保護観察所 078-351-4020</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>法務省 保護局</p>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管		
<p><海上で発生した犯罪に関する相談> 海上で発生した犯罪に関する相談に対応する。</p>	<p>第五管区海上保安本部 078-391-6551</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15</p>	第五管区海上保安本部		
<p><人権問題の相談> 名誉・信用・差別・私的制裁・いじめなど人権問題に関する相談に対応する。</p>	<p>神戸地方法務局 078-393-0600</p> <p>西宮支局 0798-26-1302</p> <p>伊丹支局 072-779-3451</p> <p>尼崎支局 06-6482-7417</p> <p>明石支局 078-912-5511</p> <p>柏原支局 0795-72-0176</p> <p>姫路支局 079-225-1927</p> <p>加古川支局 079-424-7435</p> <p>社支局 0795-42-0201</p> <p>龍野支局 0791-63-3221</p> <p>豊岡支局 0796-22-2780</p> <p>洲本支局 0799-22-0497</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15</p>	神戸地方法務局		
	<p>法務省インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp</p>	<p>24時間いつでも</p> <table border="1"> <tr> <td>法務省 インターネット 人権相談</td> <td>検索</td> </tr> </table>	法務省 インターネット 人権相談	検索	
法務省 インターネット 人権相談	検索				
	<p>(公財)兵庫県人権啓発協会 078-891-7877</p>	<p>電話相談、面接 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	県民生活部 総務課 人権推進室 内線3100		

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><インターネット上の誹謗中傷等の無料弁護士相談> インターネット上の書き込みなどによる誹謗中傷に関して、無料で弁護士による相談に応じます。</p>	<p>(公財)兵庫県人権啓発協会 078-891-7877</p>	<p>電話相談、面談 木曜日 (祝日・年末年始を除く) 15:00～17:00 (面談は要予約)</p>	<p>県民生活部 総務課 人権推進室 内線 3100</p>
<p><外国人のための人権相談> 外国人であることを理由に、不当な差別を受けている、学校でいじめを受けているなど、外国人のための人権問題に関する相談に応じます。</p>	<p>神戸地方法務局人権擁護課 078-392-1821 対応言語:英語、中国語 韓国語、フィリピン語 ポルトガル語、ベトナム語</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>神戸地方法務局</p>
<p><外国人専用の相談窓口> 外国人が安心して生活できるよう多言語による生活相談と法律相談を行う。 ※通訳事業者や翻訳アプリ等の活用により、22言語に対応 (右欄の対応言語以外の外国語は、簡易な相談や問い合わせに対応) 日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、フィリピン語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ウクライナ語</p>	<p>(公財)兵庫県国際交流協会 ひょうご多文化共生総合相談センター 平日 外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052 対応言語: 英語、中国語、スペイン語、 ポルトガル語</p> <p>週末 NGO 神戸外国人救援ネット 078-232-1290 対応言語: 英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ・法律相談(予約制) 月曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:00～15:00 ・入管相談(予約制) 第3木曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:30～16:30 <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談 土・日曜日 (年末年始を除く) 9:00～17:00 	<p>産業労働部 国際局国際課 地域国際化班 内線 2102</p>
<p><交通事故等による高次脳機能障害に関する相談> 交通事故によるけが等により脳が損傷することで起こる言語や記憶、注意などの障害に関する相談に対応する。</p>	<p>高次脳機能障害相談窓口 078-925-9262 Web サイト https://www.hwc.or.jp/rihacenter/koujinoukinou/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面談相談(予約制) ・電話相談 月～金 (土日祝・年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 ・Web サイト相談フォームによる相談 	<p>福祉部 障害福祉課 身体・知的障害福祉班 内線 2964</p>

個別相談

○こころの相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><こころのケア相談> 犯罪被害によるトラウマ・P T S D等を含む「こころのケア」に関する診療活動や必要な情報を提供する。</p>	<p>兵庫県こころのケアセンター 078-200-3010</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室 火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00 ・附属診療所 火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 14:00～16:00 ※ただし、月曜日がハッピーマンデー又は振替休日の場合、その前の週の土曜日は休館 	福祉部 障害福祉課 精神障害福祉班 内線 3 2 9 2
<p><精神保健福祉相談> こころの悩みや精神的な病気、社会復帰の相談に対応する。</p>	<p>兵庫県精神保健福祉センター 面接相談（予約制） 078-252-4980 電話相談 078-252-4987</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・面接相談（予約制） 火～土曜日 午前中 (祝日・年末年始を除く) ・電話相談 火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～11:30 13:00～15:30 ※ただし、月曜日がハッピーマンデー又は振替休日の場合、その前の週の土曜日は休み 	
<p><ひきこもりに関する相談> ひきこもり状態にある方やその家族等からの相談に対応する。</p>	<p>ひきこもり電話相談 (県精神保健福祉センター内) 078-262-8050</p>	<p>火～金曜日 9:30～11:30 13:00～15:30 (祝日・年末年始を除く)</p>	福祉部 障害福祉課 身体・知的障害福祉班 内線 3 0 0 3

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<こころのケア相談> 心の悩みや不安、精神科医療全般の相談に対応する。	芦屋健康福祉事務所 0797-32-0707	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30	阪神南 県民センター
	宝塚健康福祉事務所 0797-62-7307		阪神北県民局
	伊丹健康福祉事務所 072-785-7462		
	加古川健康福祉事務所 079-422-0003		東播磨県民局
	加東健康福祉事務所 0795-42-9488		北播磨県民局
	中播磨健康福祉事務所 0790-22-1234		中播磨 県民センター
	龍野健康福祉事務所 0791-63-5141		
	赤穂健康福祉事務所 0791-43-2938		西播磨県民局
	豊岡健康福祉事務所 0796-26-3662		
	朝来健康福祉事務所 079-672-6897		但馬県民局
<いのちとこころの相談> 自殺を考える人やその家族からの相談を受けるとともに、必要に応じて相談窓口を紹介する。	丹波健康福祉事務所 0795-73-3766	月～金曜日 18:00～翌8:30 土・日・祝 24時間	丹波県民局
	洲本健康福祉事務所 0799-26-2060		淡路県民局
<夜間の電話法律相談> 相談窓口の少ない休日夜間に、弁護士と精神保健福祉士による電話法律相談を行う。	「兵庫県いのちと心のサポートダイヤル」 078-382-3566	毎週 水・金・日 17:00～20:00	福祉部 障害福祉課 精神障害福祉班 内線3092
兵庫県弁護士会 078-341-9600			

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><犯罪被害に関する相談窓口> 専門的な研修を受けた被害者支援カウンセラーや委嘱相談員によるカウンセリングを行う。</p>	<p>県警察本部被害者支援室 (通称:サポートセンター) 0120-338-274 (通話無料)</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45</p>	兵庫県警察 警務課

○女性・男女間暴力・性犯罪の相談○

＜兵庫県の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><DV相談> 配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力に困っている方の相談に対応する。</p>	<p>兵庫県女性家庭センター DV相談(悩みのほっとライン) 078-732-7700</p>	<p>毎日9:00～21:00</p>	<p>福祉部 児童家庭課 家庭支援班 内線2957</p>
<p><女性のなやみ相談> 女性が抱える様々な悩みや問題を女性の立場にたって対応する。</p>	<p>県立男女共同参画センター なやみ相談 078-360-8551 面接相談(予約制) 078-360-8554</p>	<p>・電話相談 月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～16:30 ・面接相談(予約制) 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:40～18:40 土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:40～16:20</p>	<p>県民生活部 男女青少年課 男女共同参画班 内線2806</p>
<p><女性のためのSNS相談> 様々な不安や困難を抱える女性の相談に女性相談員がオンラインチャット機能で対応する。</p>	<p>ひょうご女性サポートSNS こころちゃっと https://cocorochat.com</p>  <p>https://cocorochat.com</p>	<p>火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～13:00 14:00～16:00</p>	<p>県民生活部 男女青少年課 男女共同参画班 内線2806</p>

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<性犯罪被害の相談> 性犯罪等の被害の相談に対応する。	性犯罪被害相談電話 全国共通番号 #8103(ハートさん) 性犯罪被害 110番 0120-57-8103	毎日(24時間)	兵庫県警察 捜査第一課
<ST・DV相談> ストーカー・DVに関する相談に対応する。	ストーカー・DV相談電話 078-371-7830	毎日(24時間)	兵庫県警察 人身安全対策課

＜関係機関の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<女性の人権ホットライン> 女性に対する暴力やセクシャル・ハラスメント等の女性をめぐる人権相談に対応する。	女性の人権ホットライン 0570-070-810	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15	神戸地方法務局
<性暴力被害相談> 警察に相談できない性暴力被害者的心身の負担軽減、被害の潜在化を防止するため、ワンストップ支援の相談窓口を設置する。 医療費の助成、医療機関等への同行支援のほか、法律・心理相談などを実施する。	(公益社団法人ひょうご 被害者支援センター) ひょうご性被害ケアセンター 「よりそい」 078-367-7874 (ナヤミナシ) #8891(はやくワンストップ)	月～金 (祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～17:00 開設時間以外は夜間 休日対応コールセンター(国設置)に自動転送されます。	県民生活部 くらし安全課 地域安全対策班 内線2811
<性暴力被害相談> 性暴力被害後どうしてよいか分からぬ時の相談窓口。 被害者本人、家族、学校、行政などの相談を受ける。 県立尼崎総合医療センターと連携し、医療を安心して受けられる付き添い支援を行っている。性暴力予防のためには学校や地域での性教育や研修を実施する。	NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご 電話相談 06-6480-1155 メール相談 hyo-5@1-kobe.com	月～金 (祝休日年末年始除く) 9:30～16:30	県民生活部 くらし安全課 地域安全対策班 内線2811

○男性の相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<男性のなやみ相談> 男性が抱える家庭問題、人間関係の悩みを男性臨床心理士が対応する。	県立男女共同参画センター 男性のための相談 078-360-8553	電話相談のみ 毎月第1・3火曜日 (祝日・年末年始を除く) 17:00~19:00	県民生活部 男女青少年課 男女共同参画班 内線2806

○性的マイノリティに関する相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<兵庫県 LGBT 電話相談> 性的指向、性自認、性表現、SOGI ハラなどについて、専門スタッフが対応します。	(公財) 兵庫県人権啓発協会 050-3637-7521	土曜日 (年末年始を除く) 18:00~21:00 (面接は要予約)	県民生活部 総務課 人権推進室 内線3100

○子どもの相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<子どもに関する相談> 18歳未満の子どもに関するあらゆる相談と子どもの健全育成のための必要な援助を行う。	中央こども家庭センター 078-923-9966 尼崎こども家庭センター 06-4950-5001 西宮こども家庭センター 0798-71-4670 川西こども家庭センター 072-756-6633 加東こども家庭センター 0795-27-8250 姫路こども家庭センター 079-297-1261 豊岡こども家庭センター 0796-22-4314	月~金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00~17:45	福祉部 児童家庭課 児童福祉班 内線2927

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><24時間ホットライン 虐待等の相談> 時間外に緊急性の高い児童虐待に関する通告や相談に対応する。</p>	<p>児童虐待防止24時間ホットライン 189</p>	<p>毎日(24時間) ※夜間(17:45 以降)・休日については、中央こども家庭センターへ自動転送</p>	<p>福祉部 児童家庭課 児童福祉班 内線 2927</p>
<p><ひょうご自立支援 相談・交流拠点(ケアリーバー専門相談窓口)> 児童養護施設等に入所していた児童等の相互交流及び情報提供・相談を実施する。</p>	<p>兵庫県児童養護連絡協議会 078-855-9980</p>	<p>電話相談 月～金曜日 9:30～16:30 (祝日・年末年始を除く) ホームページ https://hyogo-kids.gr.jp/komorebi/</p>	<p>福祉部 児童家庭課 児童福祉班 内線 2982</p>
<p><ひょうごっ子くいじめ・体罰・子ども安全>相談24時間ホットライン> いじめ、体罰、その他子どものSOS全般に関する相談に対応する。</p>	<p>ひょうごっ子くいじめ・体罰・子ども安全>相談24時間ホットライン 電話相談 フリーダイヤル(通話無料) 0120-0-78310 (携帯・固定電話) 面接相談 (予約制)</p>	<p>・電話相談 毎日(24時間) ・面接相談 (予約制) 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>教育委員会事務局 義務教育課 生徒指導班 内線 79055</p>
<p><ひょうごっ子くいじめ・体罰・子ども安全>相談・通報窓口> いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰等の悩み相談、その他子どものSOS全般に対応する。</p>	<p>ひょうごっ子悩み相談センター分室 阪神教育事務所 0798-23-2120 播磨東教育事務所 079-421-0115 播磨西教育事務所 079-224-1152 但馬教育事務所 0796-24-1520 丹波教育事務所 079-552-6059 淡路教育事務所 0799-22-4152</p>	<p>・電話相談 ・面接相談(予約制) 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>教育委員会事務局 義務教育課 生徒指導班 内線 79055</p>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><外国人児童生徒等にかかる教育相談> 帰国・外国人児童生徒にかかる学校での学習や生活、日本語指導、進路等に関する相談に対応する。</p>	<p>子ども多文化共生センター 0797-35-4537 FAX 0797-35-4538 電子メール mc-center@hyogo-c.ed.jp Web サイト http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/index.html</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>教育委員会事務局 人権教育課 指導・事業班 内線 79065</p>

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><少年の悩みごと相談> 被害に遭った少年や保護者の悩みに関する相談に対応する。</p>	<p>少年相談室 ヤングトーク 0120-786-109 (通話無料)</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>兵庫県警察 少年課</p>

＜各機関の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
	<p>神戸市こども家庭センター 078-382-2525</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:30</p>	
	<p>神戸市児童虐待 夜間休日相談ダイヤル 078-382-1900</p>	<p>月～金曜日 17:30～翌8:45 土・日・祝日 24時間対応</p>	<p>神戸市保健福祉局 子育て支援部 078-322-5211</p>
<p><子どもに関する相談> 18歳未満の子どもに関するあらゆる相談と子どもの健全育成のための必要な援助を行う。</p>	<p>明石こどもセンター 078-918-5097</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:55～17:40</p>	<p>明石こどもセンター総務課 078-918-5128</p>
	<p>明石こどもセンター児童虐待 専用ホットライン 078-918-5726</p>	<p>月～金曜日 17:40～翌8:55 土・日・祝日 24時間対応</p>	

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><子どもの人権 110 番> いじめ、虐待、不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者などの相談に対応する。</p>	<p>子どもの人権 110 番 0120-007-110 (通話無料)</p> <p>24時間いつでも 法務省インターネット 人権相談</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15</p>	法務省

○交通事故関係の相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><交通事故相談> 交通事故に伴う賠償問題などの相談に対応する。</p>	<p>兵庫県交通事故相談所 078-360-8521</p>	<p>月・火・木・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00</p>	<p>県民生活部 くらし安全課 交通安全対策班 内線 2818</p>
	<p>姫路支所 079-281-9300</p>	<p>水曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00</p>	
	<p>豊岡支所 0796-23-8008</p>	<p>水曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00</p>	

<その他の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><損害保険相談> 損害保険全般に関する相談・苦情に対応する。</p>	<p>そんぽADRセンター 0570-022808</p> <p>そんぽADRセンター近畿 06-7634-2321 (IP 電話用)</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:15～17:00</p>	(一社)日本損害保険協会

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<交通事故被害者ホットライン> 交通事故に関するあらゆる 悩みに対応する。	交通事故被害者ホットライン 0570-000738 03-6853-8002 (IP 電話用)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	(独)自動車事故 対策機構
<交通事故相談> 交通事故に伴う賠償問題など について弁護士が対応する。	日弁連交通事故相談センター 本部 03-3581-4724	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～12:00 13:00～17:30	(公財)日弁連 交通事故相談 センター
	弁護士による無料電話相談 0120-078325	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～19:00	
	03-3581-1770 (PHS、IP 電話専用)	月～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:30	
	神戸相談所 078-341-1717	毎週火・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:30 13:00～15:30	
	阪神相談所 06-4869-7613	毎週水曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:30 13:00～15:30	
	明石相談所(相談できる方が 限られており要問合せ。) 078-918-5002	毎月第2・第4金曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:00～15:30	
<損害賠償に関する相談> 交通事故に伴う損害賠償な どの問題について紛争解決 を支援する。	姫路相談所 079-286-8222	毎週月・木曜日 13:00～15:30	(公財)交通事故 紛争処理センター
	交通事故紛争処理センター 大阪支部 06-6227-0277	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><損害賠償に関する相談> 交通事故に伴う自賠責保険・共済金の支払における紛争に対して、審査・調停を行う。</p>	自賠責保険・共済紛争処理機構 0120-159-700	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構
<p><生計困難家庭に対する援助> 義務教育終了前の子弟を有する家庭において、主として生計を支えていた方が自動車事故により死亡又は重度の後遺症を被り、このため生計困難になった自動車事故被害者家庭を対象に援助を行う。</p>	交通遺児等育成基金 03-5212-4511	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	(公財)交通遺児等育成基金
<p><遺児育成のための資金制度> 交通遺児が損害賠償金などを拠出して基金に加入すると、長期にわたり育成給付金が支給される。</p>	交通遺児等育成基金 0120-16-3611 (通話無料) 03-5212-4511 (つながりにくい時)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	
<p><奨学金に関する相談> 保護者が道路上の交通事故が原因で死亡したり重度の後遺障害のため、経済的に就学が困難になった子どもたちが高等学校、大学等に通う支援として、奨学金を無利子で貸与する。</p>	交通遺児育英会 03-3556-0771	月～金曜日 (祝日・年末年始及び創立記念日5月2日を除く) 9:00～17:30	(公財)交通遺児育英会

○仕事の相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><相談内容> 就職や職業能力の開発に関する総合的な情報提供や個々の課題に合わせた就職支援を実施。</p>	<p>ひょうご・しごと情報広場 就労相談 078-360-6216</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～18:00</p>	<p>産業労働部 労政福祉課 雇用就労班 内線 3765</p>

<その他の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><暴力団離脱者の就職支援> 暴力団を離脱する意志のある者に対し、兵庫県警察と連携して就業に関する支援をする。</p>	<p>暴力団追放兵庫県民センター 神戸暴力相談所 078-362-8930</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45</p>	<p>(公財)暴力団追放 兵庫県民センター</p>

○消費生活相談○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><消費生活相談> 悪質商法等による被害者からの相談に対応する。</p>	<p>消費生活総合センター 078-303-0999</p> <p>但馬消費生活センター 0796-23-0999</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:30</p>	<p>県民生活部 県民運動課 消費政策班 内線 2786</p>

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜暴力団相談＞ 暴力団に関する相談に対応する。	暴力110番ヤクザゼロ 0120-20-8930 (通話無料)	毎日(24時間)	兵庫県警察 暴力団対策課
＜企業対象暴力相談＞ 企業対象暴力に関する相談に対応する。	企業ホットライン 078-341-5351	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	
＜悪質商法の相談＞ ヤミ金融、悪質商法の困りごとに関する相談に対応する。	ヤミ金融・悪質商法110番 078-371-9110	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	兵庫県警察 生活経済課
＜サイバー犯罪相談＞ サイバー犯罪に関する相談に対応する。	兵庫県警察サイバー捜査課 078-341-7441	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	兵庫県警察 サイバー捜査課
＜痴漢等被害相談＞ 電車・鉄道施設内の痴漢等被害に関する相談に対応する。	痴漢等被害相談所 鉄道警察隊(JR 神戸駅) 078-382-0530	毎日(24時間)	兵庫県警察 鉄道警察隊

＜暴力団に関する相談窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜暴力団に関する相談＞ 暴力団に関するトラブルについて、専門相談員が対応する。	暴力団追放兵庫県民センター 神戸暴力相談所 078-362-8930	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	(公財)暴力団追放 兵庫県民センター

経済的な支援

○生活・仕事の支援○

＜兵庫県の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p>＜母子父子寡婦福祉資金貸付＞ 母子家庭等の経済的自立を図るため、修学資金など12種類の資金を貸付ける。</p>	市福祉事務所、県健康福祉事務所	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	福祉部 児童家庭課 家庭支援班 内線2986
<p>＜生活保護＞ 生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮する程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、自立を支援する。</p>	市福祉事務所、県健康福祉事務所、町役場福祉担当	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	福祉部 地域福祉課 生活保護班 内線2930
<p>＜生活福祉資金貸付＞ 低所得者、障害者又は高齢者に対して、経済的自立や生活意欲の助長促進を図るため、兵庫県社会福祉協議会が貸し付けを行う。</p>	市区町社会福祉協議会、居住地を担当区域とする民生委員	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	福祉部 地域福祉課 地域福祉班 内線2926

○学校の支援○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><私立高等学校生徒授業料軽減補助> 県内及び近隣府県の私立高等学校に在籍する県内生徒の学資負担者で収入が一定基準以下の者を対象として学校法人が行う授業料軽減事業に対し補助を行う。</p>	在籍している私立高校	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	
<p><私立小中学校生徒の家計急変世帯への修学支援事業費補助> 県内及び近隣府県の私立小学校・中学校に在籍する県内生徒の学資負担者で経済的不況に起因する失業、倒産などの経済的理由から授業料の納付が困難となった者で、年度以降も継続的に低所得である世帯の児童生徒を対象として学校法人が行う授業料軽減事業に対し補助を行う。</p>	在籍している私立小中学校		総務部 教育課 私学教育班 内線2526
<p><入学資金貸付> 私立高校及び私立専修学校高等課程（3年制）に入学する県内生徒の学資負担者で収入が一定基準以下の者を対象として学校法人が行う入学資金貸付事業に対し資金を貸付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校 (公社)兵庫県私学振興協会 078-360-6790 ・専修学校 (公社)兵庫県専修学校各種学校連合会 078-391-7010 	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	
<p><高等学校奨学資金貸与> 経済的理由により修学困難な高校生等の教育の機会等を確保するため、奨学資金を貸与する。</p>	在籍している高等学校等 (公財)兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6650	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班 内線79029

<その他の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><奨学金の支給> 経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金を支給する。</p>	<p>犯罪被害救援基金 一般03-5226-1020 相談コーナー 03-5226-1021</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00</p>	<p>(公財)犯罪被害救援基金</p>

○警察での経済的支援○

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p>＜犯罪被害給付制度＞ 犯罪行為による死亡・重傷病・障害を負った被害者が、加害者側からの損害賠償や労働者災害補償保険法等による公的な給付がうけられない場合に「犯罪被害者等給付金」を支給する。</p>	<p>県警察本部被害者支援室 (通称:サポートセンター) 0120-338-274 (通話無料)</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45</p>	<p>兵庫県警察 警務課</p>
<p>＜身体犯被害対象事件における補助制度＞ 殺人未遂、強盗致傷、傷害等の被害者が警察に診断書を提出する場合に病院で診察を受けた初診料等及び診断書料等の一部を補助する。</p>			
<p>＜性犯罪被害対象事件における補助制度＞ 性犯罪の被害者が産婦人科等で診察を受けた場合、診察料等の費用を補助する。（診察料、処置料、性感染症検査料、人工妊娠中絶料）</p>			
<p>＜司法解剖に伴う遺体修復及び遺体搬送制度＞ 司法解剖を実施した後の遺体修復費用及び、自宅等への遺体搬送費用を補助する。</p>	<p>事件を担当する警察署</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45</p>	<p>各警察署</p>
<p>＜司法解剖に伴う死体検査書料の一部補助制度＞ 司法解剖を実施した遺体に係る死体検査書料を補助する。</p>			
<p>＜一時避難場所の施設の使用に係る費用の一部補助制度＞ 被害直後で一時的に自宅から避難する必要性がある場合等に、一時避難場所として使用したホテル等の宿泊料を補助する。</p>			

<ハウスクリーニングに係る費用の補助制度> 犯罪被害者の自宅が犯罪現場となった場合に、自宅内に血痕、吐しゃ物等があるときのハウスクリーニングに要した経費を補助する。			
<精神科医等の診察及びカウンセリングに係る費用の補助制度> 殺人、性犯罪、交通事故事件等の被害者等が精神科医等によるカウンセリングを受診した際の費用を補助する。	事件を担当する警察署	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	各警察署
<代替の制服等の購入に要する費用の補助制度> 性犯罪被害により着用していた制服等が汚濁した場合等に、代替の制服等を購入した際の費用を補助する。			

※補助には、一定の要件、手続きが必要です。

<暴力団から被害にあった時>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<暴力団被害者への見舞金の支給> 暴力団から被害に遭った方に対する見舞金の支給や民事訴訟費用の無利子貸付を行う。	暴力団追放兵庫県民センター 神戸暴力相談所 078-362-8930	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	(公財)暴力団追放 兵庫県民センター

居住の安定

○男女間暴力・犯罪被害者等の居所○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<県営住宅の優先入居> DV被害者及び犯罪被害者に対する県営住宅の申込みにおける優先	TC 神鋼不動産サービス(株) 神戸管理事務所 078-647-9201 ※神戸市(西区・明舞団地を除く)の住宅を所管	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～18:00	
	TC 神鋼不動産サービス(株) 西区・明舞管理事務所 078-915-1091 ※神戸市西区・明舞団地の住宅を所管	第1・第3土曜日、 第2・第4日曜日、 祝日(年末年始を除く) 10:00～17:00	
	TC 神鋼不動産サービス(株) 明石管理事務所 078-913-7766		
	TC 神鋼不動産サービス(株) 加古川管理事務所 079-427-2025		まちづくり部 公営住宅管理課 管理班 内線 4778
	(株)東急コミュニティー 阪神南管理センター 0798-23-1090	月～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30	
	(株)東急コミュニティー 阪神北管理センター 0797-83-6401		
	(株)兵庫県公社住宅サービス 姫路事務所 079-286-9701	月～金曜日、 第1・第3・第5土曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:30	
兵庫県住宅供給公社 県住管理課 078-232-0050 ※北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の住宅を所管	兵庫県住宅供給公社 県住管理課 078-232-0050 ※北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の住宅を所管	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:30	

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜一時避難場所の施設の使用に係る費用の一部補助制度＞ 被害直後で一時的に自宅から避難する必要性がある場合等に、一時避難場所として使用したホテル等の宿泊料の一部を補助する。			
＜ハウスクリーニングに係る費用の一部補助制度＞ 犯罪被害者の自宅が犯罪現場となった場合に、自宅内に血痕、吐しや物等があるときのハウスクリーニングに要した経費の一部を補助する。	事件を担当する警察署	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	各警察署

※補助には、一定の要件、手続きが必要です。

雇用の安定

○母子・父子家庭に対する雇用○

＜兵庫県の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜自立支援のための教育訓練＞ 母子家庭の母及び父子家庭の父が自主的に行う職業訓練を促進するため、実施主体が指定した講座を受講した者に給付を行う。			
＜高等職業訓練促進給付金の支給＞ 母子家庭の母及び父子家庭の父の資格取得を促進するため修業期間のうち4年間について給付する。	市福祉事務所、町役場福祉担当	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	福祉部 児童家庭課 家庭支援班 内線2986

○仕事の安定○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
	県立ものづくり大学校 079-240-7077		
	県立但馬技術大学校 0796-24-2233		
<職業訓練> 就職に必要な専門知識・技術や資格を身に付けたり、技術や技能を向上させるため、訓練の機会を提供する。	県立神戸高等技術専門学院 078-794-6630	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	産業労働部 能力開発課 公共訓練班 内線 3752
	県立障害者高等技術専門学院 078-927-3230		
	国立県営兵庫障害者職業能力開発校 072-782-3210		

保健医療サービス及び福祉サービスの提供

○こころのケア○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><こころのケア相談> 犯罪被害によるトラウマ・P T S D等を含む「こころのケ ア」に関する専門的な相談及 び診療に対応する。</p>	<p>兵庫県こころのケアセンター 078-200-3010</p>	<ul style="list-style-type: none">・相談室 火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00・附属診療所 火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 14:00～16:00 ※ただし、月曜日がハッピーマ ンデー又は振替休日の場合、 その前の週の土曜日は休館	福祉部障害福祉課 精神障害福祉班 内線3292
<p><精神保健福祉相談> こころの悩みや精神的な病 気、社会復帰の相談に対応 する。</p>	<p>兵庫県精神保健福祉センター 面接相談(予約制) 078-252-4980 電話相談 078-252-4987</p>	<ul style="list-style-type: none">・面接相談(予約制) 火～土曜日 午前中 (祝日・年末年始を除く)・電話相談 火～土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:30～11:30 13:00～15:30 ※ただし、月曜日がハッピーマ ンデー又は振替休日の場合、 その前の週の土曜日は休み	

○子どものケア○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><子どもに関する相談> 18歳未満の子どもに関するあらゆる相談と子どもの健全育成のための必要な援助を行う。</p>	中央こども家庭センター 078-923-9966 尼崎こども家庭センター 06-4950-5001 西宮こども家庭センター 0798-71-4670 川西こども家庭センター 072-756-6633 加東こども家庭センター 0795-27-8250 姫路こども家庭センター 079-297-1261 豊岡こども家庭センター 0796-22-4314	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:45	福祉部 児童家庭課 児童福祉班 内線2927
<p><スクールカウンセラーの配置～小・中学校> 児童生徒と保護者のこころの相談にあたるとともに教職員に対する相談支援を行う。</p>	在籍している学校	平日 開設日等について は、各学校にお問い合わせください。	教育委員会事務局 義務教育課 生徒指導班 内線79055
<p><スクールカウンセラーの配置～県立特別支援学校> 臨床心理士等が児童生徒や保護者等からの各種相談に対応する。</p>	在籍している学校	平日 開設日等について は、各学校にお問い合わせください。	教育委員会事務局 特別支援教育課 教育推進班 内線79058
<p><キャンパスカウンセラーの配置～高等学校> 各県立高等学校に配置されている臨床心理士等が生徒や保護者等からの各種相談に対応する。</p>	在籍している学校	平日 開設日等について は、各学校にお問い合わせください。	教育委員会事務局 高校教育課 高校生徒指導班 内線79059

<神戸市の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><子どもに関する相談> 1 8歳未満の子どもに関するあらゆる相談と子どもの健全育成のための必要な援助を行う。</p>	<p>神戸市こども家庭センター 078-382-2525</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:45～17:30</p>	<p>神戸市こども家庭局家庭支援課</p>

<明石市の窓口>

<p><子どもに関する相談> 1 8歳未満の子どもに関するあらゆる相談と子どもの健全育成のための必要な援助を行う。</p>	<p>明石こどもセンター 078-918-5097</p>	<p>月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:55～17:40</p>	<p>明石こどもセンター総務課 078-918-5128</p>
	<p>明石こどもセンター児童虐待専用ホットライン 078-918-5726</p>	<p>月～金曜日 17:40～翌 8:55 土・日・祝日 24 時間対応</p>	

○高齢者のケア○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><認知症・高齢者相談> 認知症の人とその家族の悩みや介護などに関する相談や情報の提供を行う。</p>	<p>兵庫県民総合相談センター 認知症・高齢者相談 078-360-8477</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人と家族の会による電話相談 月・金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00 ・看護師等による電話相談 水・木曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00 13:00～16:00 	保健医療部 健康増進課 内線 2912
<p><ひょうご若年性認知症支援センター> 65歳未満で発症した認知症の人とその家族に対し、各種相談や情報提供を行う。</p>	<p>ひょうご若年性認知症 支援センター 078-242-0601</p>	<p>月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00</p>	
<p><高齢者権利擁護相談> 高齢者虐待事案への対応に係る市町、地域包括支援センター等からの法律相談に対応する。</p>	<p>兵庫県弁護士会 078-362-0074</p>	<p>火曜日・木曜日 13:00～16:00</p>	福祉部高齢政策課 地域包括ケア推進班 内線 3104

安全の確保

○子どもの安全を確保○

＜兵庫県・神戸市・明石市の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><24時間ホットライン 虐待等の相談> 時間外に緊急性の高い児童虐待に関する通告児童の一時保護等や相談に対応する。</p>	全国共通児童虐待防止24時間ホットライン 189 ※お近くの児童相談所につながります(通話料無料)	毎日(24時間)	福祉部 児童家庭課 児童福祉班 内線2927
	(兵庫県) 中央こども家庭センター		
	尼崎こども家庭センター		
	西宮こども家庭センター		
	川西こども家庭センター		
	加東こども家庭センター		
	姫路こども家庭センター		
	豊岡こども家庭センター		
	(神戸市) 神戸市こども家庭センター		
	(明石市) 明石こどもセンター		

○男女間暴力の対応○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<DV被害者の一時保護等> 配偶者や恋人など親密な関係にある人からの暴力に困っている方の相談に対応する。	兵庫県女性家庭センター DV相談(悩みのほっとライン) 078-732-7700	毎日 9:00~21:00	福祉部 児童家庭課 家庭支援班 内線2957

○障害者の安全を確保○

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<障害者の虐待相談> 企業内での障害者の虐待に関する相談に対応する。	兵庫県障害者権利擁護センター (電話) 078-362-3834 (FAX) 078-362-3911	毎日 (夜間・休日は留守番電話対応)	福祉部障害福祉課 障害政策班 内線3005

<その他の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<障害者の虐待相談> 家庭や施設内での障害者の虐待に関する相談に対応する。	市町障害者虐待担当窓口	毎日	
<弁護士・福祉専門職による障害者の専門相談> 障害者の人権相談、財産管理や成年後見人相談、悪徳商法や消費者相談等に対応する。	弁護士・福祉専門職による法律相談 (電話) 078-362-0074 (FAX) 078-362-0084	毎週火・木 (祝日・年末年始を除く) 13:00~16:00 ※木曜日は弁護士会の自主事業として実施	福祉部障害福祉課 障害政策班 内線3005

総合案内窓口等

<兵庫県の窓口>

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<p><兵庫県の相談窓口> 県政に関することや日常生活の問題まで、様々な相談に対応する。 各種相談窓口の紹介等を行う。</p> <p>フリーダイヤル対応は、固定電話のみ（携帯電話、PHS等からの場合は、一般回線へお願いします。） 一部の県外を除き、県内からの利用に限る</p>	さわやか県民相談室 （兵庫県民総合相談センター） フリーダイヤル（通話無料） 0120-16-7830 又は 078-360-8511	•電話相談、面談等 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00 13:00～17:30 ただし、フリーダイヤルは9:00～17:30	
	さわやか県民相談室 （阪神南県民センター） フリーダイヤル（通話無料） 0120-13-7830 又は 06-6481-7641		
	さわやか県民相談室 （阪神北県民局） フリーダイヤル（通話無料） 0120-47-7830 又は 0797-83-3101		
	さわやか県民相談室 （東播磨県民局） フリーダイヤル（通話無料） 0120-26-7830 又は 079-421-1101	•電話相談 月～金曜日 （祝日・年末年始を除く。 12:00～13:00 は兵庫県民総合相談センターのさわやか県民相談室へ転送） 9:00～12:00 13:00～17:30	総務部 広報広聴課 広聴相談班 内線 2079
	さわやか県民相談室 （北播磨県民局） フリーダイヤル（通話無料） 0120-61-7830 又は 0795-42-5111	•面談等 月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00 13:00～17:30	
	さわやか県民相談室 （中播磨県民センター） フリーダイヤル（通話無料） 0120-27-7830 又は 079-281-3001		
	さわやか県民相談室 （西播磨県民局） フリーダイヤル（通話無料） 0120-83-7830 又は 0791-58-2100		

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
<兵庫県の相談窓口> 県政に関することや日常生活の問題まで、様々な相談に対応する。 各種相談窓口の紹介等を行う。 フリーダイヤル対応は、固定電話のみ（携帯電話、PHS等からの場合は、一般回線へお願いします。）一部の県外を除き、県内からの利用に限る	さわやか県民相談室 (但馬県民局) フリーダイヤル(通話無料) 0120-31-7830 又は 0796-23-1001 さわやか県民相談室 (丹波県民局) フリーダイヤル(通話無料) 0120-32-7830 又は 0795-72-0500 さわやか県民相談室 (淡路県民局) フリーダイヤル(通話無料) 0120-36-7830 又は 0799-22-3541 さわやか県民相談室 (県庁広報広聴課) 078-371-3733	・電話相談 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く。 12:00～13:00 は兵庫県民 総合相談センターのさわ やか県民相談室へ転送) 9:00～12:00 13:00～17:30 ・面談等 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:30 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～17:30	総務部 広報広聴課 広聴相談班 内線 2079
<外国人専用の相談窓口> 外国人が安心して生活できるよう多言語による生活相談と法律相談を行う。 ※通訳事業者や翻訳アプリ等の活用により、22言語に対応（右欄の対応言語以外の外国語は、簡易な相談や問い合わせに対応）日本語、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、フィリピノ語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ウクライナ語	(公財)兵庫県国際交流協会 ひょうご多文化共生総合相談センター 平日 外国人県民インフォメーションセンター 078-382-2052 対応言語： 英語、中国語、スペイン語、 ルトガル語	・生活相談 月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 ・法律相談(予約制) 月曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:00～15:00 ・入管相談(予約制) 第3木曜日 (祝日・年末年始を除く) 13:30～16:30	産業労働部 国際局国際課 地域国際化班 内線 2102
	週末 NGO 神戸外国人救援ネット 078-232-1290 対応言語： 英語、中国語、スペイン語、 ポルトガル語	・生活相談 土・日曜日 (年末年始を除く) 9:00～17:00	

＜兵庫県警の窓口＞

相談内容	相談窓口	開設時間等	所管
＜警察の相談窓口＞ 警察への相談・意見・要望	警察相談専用電話 短縮 #9110 078-361-2110	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00	兵庫県警察 県民広報課

☆その他の取組・・・

研修や団体支援など

施策名称	施策内容	所管
＜里親制度の推進事業＞	里親制度の広報啓発、里親養成事業、支援事業等を実施する。	福祉部 児童家庭課 家庭支援班 内線2957
＜教職員のカウンセリングマインド実践研修＞	教職員に対し、児童生徒の良さや可能性を引き出したり、問題行動等に適切に対処するとともに、保護者との効果的な連携を図るため、カウンセラー(臨床心理士)によるカウンセリングマインド研修を実施する。	教育委員会事務局 義務教育課 生徒指導班 内線79055 教育委員会事務局 高校教育課 高校生徒指導班 内線79059 教育委員会事務局 特別支援教育課 教育推進班 内線79058
＜学校問題サポートチームの設置＞	複雑化する学校を取り巻く課題に対応するため、市町組合教育委員会と連携し、効果的・機動的に支援が行えるよう支援体制を整え、様々な専門性を有する相談員等が多面的に支援を行う。	教育委員会事務局 義務教育課 生徒指導班 内線79055
＜ひょうごボランタリー基金助成事業＞	様々な分野の県民ボランタリー活動を支援するため、NPO・ボランティアグループ等の地域づくり活動等の取組に要する経費を助成する。	県民生活部 県民運動課 参画協働班 内線2737

施策名称	施策内容	所管
<広報啓発活動>	被害者等支援に取り組む民間団体が行うシンポジウム等を後援し、犯罪被害者等支援の重要性を広く県民に周知する。	県民生活部 くらし安全課 地域安全対策班 内線 2811
<人権総合情報誌発行事業>	人権に関するタイムリーな情報を提供する「ひょうご人権ジャーナルきずな」を発行する。	県民生活部総務課 人権推進室 内線 3099
<道徳教育推進事業>	平成 23 年度から配布している「兵庫版道徳教育副読本」の普及・活用を図りながら、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという機運を醸成するなど、道徳教育の一層の充実に努める。	教育委員会事務局 義務教育課 生徒指導班 内線 79055



市町犯罪被害者等支援担当課一覧

	市・町名	担当課室名	電話番号	FAX
神戸	神戸市	危機管理室	078-322-5171	078-322-6031
		人権推進課	078-322-5234	078-322-6048
阪神南	尼崎市	生活安全課	06-6489-6502	06-6489-6686
	西宮市	人権平和推進課	0798-35-3471	0798-36-1981
	芦屋市	都市基盤室 道路・公園課	0797-38-2480	0797-38-2163
阪神北	伊丹市	同和・人権・平和課	072-784-8077	072-780-3519
	宝塚市	防犯交通安全課	0797-77-2020	0797-71-3336
	川西市	生活安全課	072-740-1333	072-740-1168
	三田市	危機管理課	079-559-5057	079-559-1254
	猪名川町	生活安全課	072-766-8703	072-767-7260
東播磨	明石市	市民相談室	078-918-5002	078-918-5102
	加古川市	生活安全課	079-427-9120	079-427-3525
	高砂市	人権推進課	079-443-9060	079-443-3144
	稲美町	危機管理課	079-492-9168	079-492-7792
	播磨町	危機管理課	079-435-0991	079-435-7901
北播磨	西脇市	防災安全課	0795-22-3111	0795-22-3515
	三木市	生活安全課	0794-89-2344	0794-82-9792
	小野市	市民安全部 地域安全グループ	0794-63-1273	0794-62-9040
	加西市	危機管理課	0790-42-8751	0790-43-1800
	加東市	防災課	0795-43-0402	0795-42-5055
	多可町	生活安全課	0795-32-4777	0795-32-2661

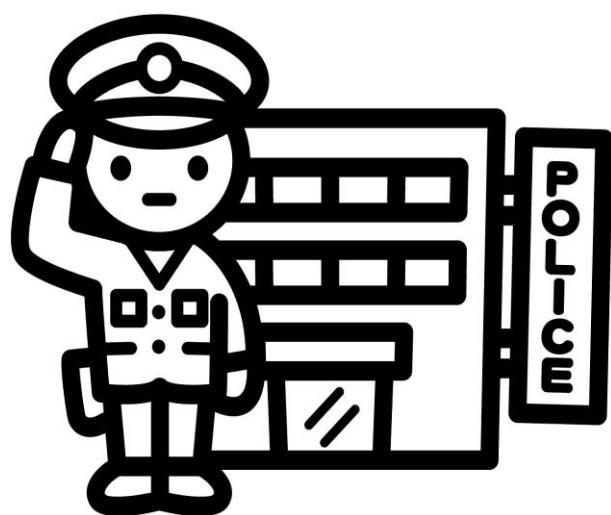
	市・町名	担当課室名	電話番号	FAX
中播磨	姫路市	危機管理室	079-221-2090	079-221-2916
	神河町	住民生活課	0790-34-0962	0790-34-1556
	市川町	住民環境課	0790-26-1011	0790-26-2893
	福崎町	住民生活課	0790-22-0560	0790-22-5980
西播磨	相生市	危機管理課	0791-23-7132	0791-22-6439
	たつの市	地域福祉課	0791-64-3154	0791-63-0863
	赤穂市	市長公室危機管理担当	0791-43-6866	0791-43-6892
	宍粟市	市長公室危機管理課	0790-63-3119	0790-63-3064
	太子町	生活環境課	079-277-1015	079-277-2201
	上郡町	住民課	0791-52-1115	0791-52-6490
	佐用町	企画防災課	0790-82-0664	0790-82-0492
但馬	豊岡市	生活環境課	0796-23-5304	0796-23-0915
	養父市	市民課	079-662-3163	079-662-8282
	朝来市	防災安全課	079-672-6112	079-672-5007
	香美町	防災安全課	0796-36-1190	0796-36-3809
	新温泉町	町民安全課危機管理室	0796-82-3120	0796-82-2970
丹波	丹波篠山市	地域振興課	079-552-5112	079-554-2332
	丹波市	くらしの安全課	0795-82-1532	0795-82-1821
淡路	洲本市	消防防災課	0799-24-7623	0799-24-1722
	南あわじ市	危機管理課	0799-43-5203	0799-43-5303
	淡路市	危機管理課	0799-64-2555	0799-64-2170

警察署一覧

署名	所在地	電話番号
東灘警察署	神戸市東灘区御影中町 2-3-2	078-854-0110
灘警察署	神戸市灘区水道筋 1-24-8	078-802-0110
葺合警察署	神戸市中央区吾妻通 5-1-2	078-231-0110
生田警察署	神戸市中央区中山手通 2-2-25	078-333-0110
兵庫警察署	神戸市兵庫区下沢通 3-1-28	078-577-0110
長田警察署	神戸市長田区北町 3-4-9	078-578-0110
須磨警察署	神戸市須磨区大池町 5-1-30	078-731-0110
垂水警察署	神戸市垂水区本多聞 3-12-1	078-781-0110
神戸水上警察署	神戸市中央区港島 3-1	078-306-0110
神戸西警察署	神戸市西区糀台 5-12-2	078-992-0110
神戸北警察署	神戸市北区甲栄台 3-6-1	078-594-0110
有馬警察署	神戸市北区藤原台北町 6-18-1	078-981-0110
芦屋警察署	芦屋市公光町 6-7	0797-23-0110
西宮警察署	西宮市津田町 3-3	0798-33-0110
甲子園警察署	西宮市甲子園七番町 11-14	0798-41-0110
尼崎南警察署	尼崎市昭和通 2-6-82	06-6487-0110
尼崎東警察署	尼崎市潮江5-8-55	06-6424-0110
尼崎北警察署	尼崎市南塚口町 2-13-23	06-6426-0110
伊丹警察署	伊丹市千僧 1-51-2	072-771-0110
川西警察署	川西市丸の内町 1-1	072-755-0110
宝塚警察署	宝塚市旭町 1-2-30	0797-85-0110

署名	所在地	電話番号
三田警察署	三田市天神 1-10-1	079-563-0110
篠山警察署	丹波篠山市郡家 403-18	079-552-0110
丹波警察署	丹波市柏原町柏原 2649	0795-72-0110
明石警察署	明石市田町 2-10-10	078-922-0110
三木警察署	三木市平田 240-1	0794-82-0110
小野警察署	小野市中島町 535-1	0794-64-0110
加東警察署	加東市社 1075-2	0795-42-0110
加西警察署	加西市北条町東高室 873-7	0790-42-0110
西脇警察署	西脇市郷瀬町 666-6	0795-22-0110
加古川警察署	加古川市平岡町新在家 1224-13	079-427-0110
高砂警察署	高砂市荒井町紙町 1-48	079-442-0110
姫路警察署	姫路市市之郷 926-5	079-222-0110
飾磨警察署	姫路市飾磨区中島 1130-9	079-235-0110
網干警察署	姫路市網干区新在家 1336-6	079-274-0110
福崎警察署	神崎郡福崎町福崎新 376-3	0790-23-0110
たつの警察署	たつの市龍野町富永 1005-75	0791-63-0110
相生警察署	相生市陸本町 11-26	0791-22-0110
赤穂警察署	赤穂市加里屋中洲 1-17	0791-43-0110
宍粟警察署	宍粟市山崎町今宿 5	0790-62-0110
南但馬警察署	朝来市和田山町玉置 653-2	079-672-0110
豊岡警察署	豊岡市昭和町 7-5	0796-24-0110
美方警察署	美方郡新温泉町戸田 37	0796-82-0110
洲本警察署	洲本市山手 2-1-3	0799-22-0110

署名	所在地	電話番号
淡路警察署	淡路市岩屋 2942-24	0799-72-0110
南あわじ警察署	南あわじ市市善光寺 18-25	0799-42-0110



被害者支援センター・ワンストップ支援センター一覧

【被害者支援センター】

被害者支援センターは犯罪等の被害者並びにその家族及びその遺族（以下「被害者等」という。）に対する 支援活動を行う団体及び法人間の連携と相互協力を通じて、被害者等に対する支援事業を効果的に推進するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、 もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的としています。

所在地	相談窓口	相談電話
北海道	公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 北海道被害者相談室 011-232-8740 性暴力被害者専用電話 011-211-8286	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
	一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター 北ほっかいどう被害者相談室 0166-24-1900	月、火、木、金曜日 10:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)
青森	公益社団法人 あおもり被害者支援センター 017-721-0783 性暴力被害者専用電話 017-777-8349	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
岩手	公益社団法人 いわて被害者支援センター 事件・事故 019-621-3751 性暴力被害 019-601-3026	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 性被害は 24 時間365日
宮城	公益社団法人 みやぎ被害者支援センター 022-301-7830 性犯罪被害相談 0120-556-460	火～金曜日(一般) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 月～土曜日(性被害) 月～金 10:00～20:00 土曜日 10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)
秋田	公益社団法人秋田被害者支援センター 0120-62-8010 性犯罪被害相談 0800-8006-410	月～金曜日 10:00～16:00 10:00～19:00(性被害) (祝日・年末年始を除く)

所在地	相談窓口	相談電話
山形	公益社団法人 やまがた被害者支援センター 023-642-7830 庄内出張相談所 0234-43-0783 性犯罪被害相談 023-665-0500	月～金曜(庄内は水曜のみ) 10:00～16:00 月～金曜日(性被害) 10:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)
福島	公益社団法人 ふくしま被害者支援センター 024-533-9600 性暴力等被害専用 (SACRAふくしま) 024-533-3940	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 月～金曜日(性被害) 月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
茨城	公益社団法人 いばらき被害者支援センター 029-232-2736 性犯罪被害相談 029-350-2001	月～金曜日 10:00～16:00 9:00～17:00(性被害) (祝日・年末年始を除く)
栃木	公益社団法人 被害者支援センターとちぎ 028-643-3940	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
群馬	公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま 027-253-9991 性犯罪被害相談 027-329-6125	月～金曜日 10:00～16:00 9:00～17:00(性被害) (祝日・年末年始を除く)
埼玉	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター 048-865-7830 性犯罪被害相談 048-839-8341	月曜日から金曜日 8:30～17:00 (祝日年末年始を除く) 性被害は 24 時間 365 日
千葉	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター 043-225-5450 性犯罪被害相談 043-251-8500	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 性被害は 24 時間 365 日
東京	公益社団法人 被害者支援都民センター 03-5287-3336	月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00 (祝日・年末年始を除く)
神奈川	認定 NPO 法人 神奈川被害者支援センター 電話相談 045-311-4727 性被害専用 045-328-3725	月～土曜日(相談電話) 9:00～17:00 月～金曜日(性被害専用) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
新潟	公益社団法人 にいがた被害者支援センター 新潟：025-281-7870、長岡：0258-32-7016 上越：025-522-3133、性暴力専用：025-281-1020	月～金曜日(センター) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 性被害は 24 時間 365 日
富山	公益社団法人 とやま被害者支援センター 076-413-7830	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地	相談窓口	相談電話
石川	公益社団法人 石川被害者サポートセンター 076-226-7830	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
福井	公益社団法人 福井被害者支援センター 0120-783-892	月～土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
山梨	公益社団法人 被害者支援センターやまなし 055-228-8622 性犯罪被害相談 055-222-5562	月～金曜日 10:00～16:00 9:00～17:00(性犯罪) (祝日・年末年始を除く)
長野	認定NPO法人 長野犯罪被害者支援センター 長野相談室 026-233-7830 中信相談室 0263-73-0783	月～金曜日(長野) 月・水(中信) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
岐阜	公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター 0120-968-783 058-268-8700 ぎふ性暴力被害者支援センター 058-215-8349	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 性被害は 24 時間 365 日
静岡	認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター 054-651-1011	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
愛知	公益社団法人 被害者サポートセンターあいち 052-232-7830	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
三重	公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター 059-221-7830 性犯罪被害相談 059-253-4115	月～金曜日 10:00～16:00 10:00～17:00(性犯罪) (祝日・年末年始を除く)
滋賀	公益社団法人 おうみ犯罪被害者支援センター 077-525-8103 077-521-8341 性被害者総合ケアワンストップびわ湖 (S A T O C O) 090-2599-3105	月～金曜日(センター) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 性被害は 24 時間 365 日
京都	公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター 京都都市 075-451-7830 京都府全域 0120-60-7830 ほくぶ相談室 0120-78-3974	月～金曜日(京都) 13:00～18:00 月、木曜日(ほくぶ) 12:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
大阪	認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 06-6774-6365	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地	相談窓口	相談電話
兵 庫	公益社団法人 ひょうご被害者支援センター 性暴力被害専用	月・火・木・金曜日 10:00～16:00 (祝日、8/12～8/16、年末年始を除く) 月～金曜日(性暴力) 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く) 開設時間以外は夜間休日対応コールセンター(国設置)に自動転送されます。 078-367-7833 078-367-7874
奈 良	公益社団法人 なら犯罪被害者支援センター 奈 良 0742-24-0783 中南和 0744-23-0783 性犯罪被害相談 090-1075-6312	月～金曜日(奈良・性被害) 10:00～16:00 月、火曜日(中南和) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
和歌山	公益社団法人 紀の国被害者支援センター 073-427-1000	月～金曜日 10:00～16:00 土曜日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
鳥 取	公益社団法人 とっとり被害者支援センター 0120-43-0874	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
島 根	公益社団法人 島根被害者サポートセンター 0120-556-491	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
岡 山	公益社団法人 被害者サポートセンターおかやま(VSCO) 性犯罪被害相談 086-223-5562 086-206-7511	月～土曜日 10:00～16:00 9:00～17:00(性被害) (祝日・年末年始を除く)
広 島	公益社団法人 広島被害者支援センター 082-544-1110	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・8/13～8/16・年末年始を除く)
山 口	公益社団法人 山口被害者支援センター 083-974-5115	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
徳 島	公益社団法人 徳島被害者支援センター 088-678-7830 088-656-8080	月・水～土曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
香 川	公益社団法人 かがわ被害者支援センター 性暴力被害相談専用 087-897-7799 087-802-5566	月～金曜日 10:00～16:00 月～土曜日(性被害) 9:00～20:00(月～金) 9:00～16:00(土) (祝日・年末年始を除く)
愛 媛	公益社団法人 被害者支援センターえひめ 089-905-0150	火～土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地	相談窓口	相談電話
高 知	認定 NPO 法人 こうち被害者支援センター 088-854-7867 性犯罪被害相談 080-9833-3500	月～金曜日 10:00～16:00 月～土曜日(性被害) 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
福 岡	公益社団法人 福岡犯罪被害者支援センター 福岡窓口 092-409-1356 北九州窓口 093-582-2796 筑後窓口 0942-39-4416 筑豊窓口 0948-28-5759 性暴力被害者支援センター・ふくおか 092-409-8100	月～金曜日(センター) 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 性被害は 24 時間、365 日
佐 賀	認定 NPO 法人 被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS 0952-33-2110	月～金曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
長 崎	公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター 095-820-4977 性暴力被害相談専用電話 095-895-8856	月～金曜日 9:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
熊 本	公益社団法人くまもと被害者支援センター 096-386-1033 性暴力被害専門相談電話 096-386-5555	月～金曜日(センター) 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く) 性暴力は24時間 (年末年始を除く)
大 分	公益法人大分社団被害者支援センター 097-532-7711 性犯罪被害相談 097-532-0330	月～金曜日 9:00～20:00 (祝日を除く)
宮 崎	公益社団法人みやざき被害者支援センター 0985-38-7830 性犯罪被害相談 0985-38-8300	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
鹿児島	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター 099-226-8341	火～土曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く、月曜日が祝日のとき翌火曜日は休日)
沖 縄	公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター 098-866-7830	月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)

(全国被害者支援ネット HP 参照)

【性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター】

性犯罪・性暴力に関する相談窓口です。

産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

所在地	名 称	相談受付日時	相談電話番号 メールアドレス（実施しているセンターのみ）
北海道 札幌市	性暴力被害者支援センター北海道 「SACRACH（さくらこ）」	月～金 10:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	050-3786-0799 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp
北海道 函館市	函館・道南 SART（サート）	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	0138-85-8825
青森県	あおもり性暴力被害者支援センター	月・水 10:00～21:00 火・木・金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	「りんごの花ホットライン」 017-777-8349
岩手県	はまなすサポート	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	019-601-3026 メール：HP 内の相談フォームから送信
宮城県	性暴力被害相談支援センター宮城	月～金 10:00～20:00 土 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	0120-556-460(こころフォロー) 宮城県内専用フリーダイヤル
秋田県	あきた性暴力被害者サポートセンター 「ほっとハートあきた」	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始除く。)	0800-8006-410 県内からの電話は通話料無料 メール：県 HP 内のアドレスをコピーして送信
山形県	やまがた性暴力被害者サポートセンター 「べにサポ やまがた」	月～金 10:00～19:00 (祝日、年末年始を除く。)	023-665-0500
福島県	性暴力等被害救援協力機関 SACRAふくしま	月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	024-533-3940
茨城県	性暴力被害者サポートネットワーク茨城	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	029-350-2001 メール： https://www.ivac.or.jp/network/index.html 内相談フォームから送信
栃木県	とちぎ性暴力被害者サポートセンター 「とちエール」	月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 (5/30、祝日、年末年始を除く。)	028-678-8200
群馬県	群馬県性暴力被害者サポートセンター 「Saveぐんま」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	027-329-6125
埼玉県	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター 性暴力等犯罪被害専用相談電話 「アイリスホットライン」	24 時間 365 日	0120-31-8341 メール： https://www.svsc8080.jp/iris/ 内相談フォームから送信

所在地	名 称	相談受付日時	相談電話番号 メールアドレス（実施しているセンターのみ）
千葉県 千葉市	NPO 法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。) (被害直後の緊急支援は24時間 365 日対応)	ほっとこーる 043-251-8500
千葉県	公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	043-222-9977
東京都	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「性暴力救援ダイヤル N a N a 」	24 時間 365 日	03-5607-0799
神奈川県	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	24 時間 365 日	045-322-7379
	男性及び LGBTs 被害者のための専用相談ダイヤル	火 16:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	045-548-5666
新潟県	性暴力被害者支援センターにいがた	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	025-281-1020 メール：HP 内の相談フォームから送信
富山県	性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	24 時間 365 日	076-471-7879
石川県	いしかわ性暴力被害者支援センター 「パープルサポートいしかわ」	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。) ※緊急医療などの緊急を要する相談は、24 時間 365 日対応	076-223-8955 メール：HP 内の相談フォームから送信
福井県	性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」	24 時間 365 日	0776-28-8505
山梨県	やまなし性暴力被害者サポートセンター 「かいさぽ ももこ」	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	055-222-5562 メール：HP 内の相談フォームから送信
長野県	長野県性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	24 時間 365 日	026-235-7123 メール：rindou-heart@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	ぎふ性暴力被害者支援センター	電話・メール・SNS 相談：24 時間 365 日受付 面接相談(予約制)：月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	058-215-8349 メール：HP 内の相談フォームから送信
静岡県	静岡県性暴力被害者支援センター SORA	24 時間 365 日	054-255-8710 チャット相談： https://sorachat.jp

所在地	名 称	相談受付日時	相談電話番号 メールアドレス（実施しているセンターのみ）
愛知県	ハートフルステーション・あいち	月～土 9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く。)	0570-064-810 愛知県内からのみ通話可能
	性暴力救援センター 日赤なごや なごみ	24 時間 365 日	052-835-0753
三重県	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	月～金 10:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	059-253-4115 メール：HP 内の相談フォームから送信
滋賀県	性暴力被害者総合ケアワントップびわ湖 SATOCO（サトコ）	24 時間 365 日	090-2599-3105 メール：satoco3105biwako@gmail.com
京都府	京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都 SARA（サラ）	年中無休 10:00～22:00	075-222-7711
大阪府	性暴力救援センター・大阪 SACHICO	24 時間 365 日	072-330-0799
兵庫県	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」	月～金 9:00～17:00 (祝日、12/29～1/3 を除く。) 開設時間以外は夜間休日対応コールセンター（国設置）に自動転送されます。	078-367-7874(ナミナシ)
	特定非営利活動法人 性暴力被害者支援センター・ひょうご	月～金 9:30～16:30 (祝日、年末年始を除く。)	06-6480-1155 メール：hyo-5@1-kobe.com
奈良県	奈良県性暴力被害者サポートセンター NARAハート	火～土 9:30～17:30 (祝日・年末年始・月曜日が祝日と重なるときはその直後の平日を除く。)	0742-81-3118
和歌山県	性暴力救援センター和歌山 「わかやま mine（マイン）」	電話相談：毎日 9:00～22:00 (受付は 21:30まで。 緊急避妊などの緊急医療は 22:00まで。年末年始を除く。) 面接相談（予約制）：月～金 9:00～17:45 (祝日、年末年始を除く。)	073-444-0099
鳥取県	性暴力被害者支援センターとっとり (クローバーとっとり)	電話相談 月・水・金 10:00～20:00 火・木 10:00～18:00 (年末年始を除く。)	電話相談： 0120-946-328 (県内専用フリーダイヤル) 問合せ対応：0857-32-8211 (県外から通話可能)
島根県	性暴力被害者支援センターたんぽぽ (島根県女性相談センター内)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く。)	0852-25-3010
	一般社団法人 しまね性暴力被害者支援センターさひめ	火・木・土 17:30～21:30 (年末年始を除く。)	0852-28-0889 メール：HP 内の相談フォームから送信
岡山県	性暴力被害者支援センター「おかやま心」	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	086-206-7511

所在地	名 称	相談受付日時	相談電話番号 メールアドレス（実施しているセンターのみ）
広島県	性被害ワンストップセンターひろしま	24 時間 365 日	082-298-7878
山口県	山口県男女共同参画相談センター 「やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお」	24 時間 365 日	083-902-0889
徳島県	性暴力被害者支援センター よりそいの樹 とくしま（中央・南部・西部）	24 時間 365 日	中央 088-623-5111 南部 0884-23-5111 西部 0883-52-5111
香川県	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」	月～金 9:00～20:00 土 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	087-802-5566 メール : olive-support@ace.ocn.ne.jp (問い合わせのみ)
愛媛県	えひめ性暴力被害者支援センター「ひめこ」	24 時間 365 日	089-909-8851
高知県	性暴力被害者サポートセンターこうち	月～土 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	専用電話 : 080-9833-3500 フリーダイヤル : 0120-835-350
福岡県 北九州市 福岡市	性暴力被害者支援センター・ふくおか	24 時間 365 日	092-409-8100
佐賀県	性暴力救援センター・さが「さが mirai」	月～金 9:00～17:00	0952-26-1750(さが mirai)
	※佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県立 生涯学習センター（アバンセ）においても女 性のための総合相談を受け付けています。	火～土 9:00～21:00 日・祝日 9:00～16:30(アバ ンセ)	0952-26-0018 (アバンセ)
長崎県	性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益社団法人長崎犯罪被害者支援センタ ー)	月～金 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く。)	095-895-8856 メール : HP 内の相談フォームか ら送信
熊本県	性暴力被害者のためのサポートセンター ゆあさいどくまもと	毎日 24 時間 (12/28 18:00～ 1/4 9:00 を 除く。)	096-386-5555 メール : support@yourside-kumamoto.jp
大分県	おおいた性暴力救援センター「すみれ」	24 時間 365 日	097-532-0330 メール : HP 内の相談フォームか ら送信
宮崎県	性暴力被害者支援センター 「さぼーとねっと宮崎」	月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く。)	0985-38-8300 メール : HP 内の相談フォームか ら送信
鹿児島県	性暴力被害者サポートネットワークかごし ま「FLOWER」	火～土 10:00～16:00 (祝日、年末年始、月曜が 祝日の場合はその直後の 平日を除く。)	099-239-8787 メール : HP 内の相談フォームか ら送信
沖縄県	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援セン ター「with you おきなわ」	24 時間 365 日	098-975-0166

(内閣府HP参照)

用語等索引

☆ア行

用語	掲載ページ
悪質商法	52・53
遺産相続	25
いじめ	40・41・47・49・70
遺族基礎年金	25
遺族厚生年金	25
一次被害	5
一時避難	57・60
一時保護	DV: 33・67、児童虐待: 37・66
いのちとこころの相談	43
LGBT	46

☆力行

用語	掲載ページ
外国人専用の相談窓口	41・69
外国人児童	48
介護料支給	29
カウンセリング	34・44・58
感覚的反応	4
企業対象暴力	53
起訴	20
キャンパスカウンセラー	63
緊急一時貸付	29
緊急時見舞金	29
緊急避妊	31
禁止命令	35
警告	35
刑事裁判	20~22
刑事手続	20~23・39
県営住宅	59

用語	掲載ページ
外国人のための人権相談	41
検察審査会	22
交通遺児等育成基金制度	29・51
交通事故	28・29・49～51
公判期日	21
公判請求	20
公費負担	25・26
勾留	20
高齢者	54・65
告訴	22
こころのケア	42・43・62

☆サ行

用語	掲載ページ
サイバー犯罪	53
裁判	20～23・31・39
里親	37・70
資格取得（母子・父子家庭）	60
児童虐待	33・36・37・47・49・64・66
司法解剖	25・57
死亡診断書（死体検案書）	24
死亡の届出	24
釈放	20
就職相談	52・61
住民票の写しの交付等の制限	33・35
就労移行/継続支援・就労支援	27・33・52
授業料の免除・軽減	25・55
障害基礎年金	27
障害厚生年金	27
障害児福祉手当	27
障害者控除	27
障害者虐待	67
奨学金	29・51・55・56
証人出廷	21～23・31

☆サ行

用語	掲載ページ
少年の悩みごと	48・49
消費生活	52
職業訓練	33・60・61
女性の相談	33・44・45
自殺を考える人の相談	43
自立支援(母子・父子家庭)	33・54・60
審査申立て	22
審判	23
身体障害者手帳	26
身体的反応	4
診断書	26・28・31・32・57
心理的反応	4
スクールカウンセラー	63
ストーカー	33～35・45
生活福祉資金貸付	54
生活保護	54
精神保健	42・43・62
性犯罪被害	30・31・45・57・58
政府保障事業	29
性暴力被害者支援センター・ひょうご	45・84
捜査	20
損害賠償(交通事故)	28・50・51
損害賠償命令	21
損害保険	28・29・49

☆夕行

用語	掲載ページ
体罰	47
痴漢の被害	53
DV(配偶者暴力)相談	32～35・44・45・59・67
適応障害	26
特別児童扶養手当	27
特別障害者手当	26

☆ナ行

用語	掲載ページ
二次被害	5・6
入学資金貸付	55

☆ハ行

用語	掲載ページ
ハウスクリーニング経費補助	58・60
犯罪被害者等給付金	25・26・57
P T S D	42・62
被疑者	20
被告人	21
兵庫県女性家庭センター	32・33・44・67
ひょうご被害者支援センター	31・39・45・80
不起訴	20
不登校	47・49
法テラス	25・39
暴力団	27・52・53・58
保護命令	33
母子父子寡婦福祉資金貸付	54

☆マ行

用語	掲載ページ
埋葬許可証	24
民事上の損害賠償請求	21

☆ヤ行

用語	掲載ページ
ヤミ金融	53
夜間の電話法律相談	43

☆ラ行

用語	掲載ページ
略式命令請求	20

参考文献

- ・ 「被害者対応ハンドブック」
(兵庫県警察本部警務課被害者支援室)
- ・ 「PTSDとトラウマのすべてがわかる本」
(東京都精神医学総合研究所
社会精神医学研究分野長 飛鳥井 望 監修 講談社刊)

公益社団法人ひょうご被害者支援センター手記集

～みんなの想い届けて～

(公益社団法人ひょうご被害者支援センター)

兵庫県県民生活部くらし安全課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 078-362-3173

FAX 078-362-4465

E-Mail seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp